

平成 30 年

三重県議会定例会会議録

(9 月 25 日)
(第 20 号)

第
20
号
9
月
25
日

平成30年

三重県議会定例会会議録

第 20 号

○平成30年9月25日（火曜日）

議事日程（第20号）

平成30年9月25日（火）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 46名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小島	智子
14	番	木津	直樹
15	番	田中	祐治
16	番	野口	正
17	番	石田	成生
18	番	彦坂	公之
19	番	大久保	孝栄
20	番	東	豊
21	番	山内	道明
22	番	吉川	新
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
27	番	小林	正人
28	番	服部	富男
29	番	津田	健児
30	番	中嶋	年規
31	番	村林	聡
32	番	長田	隆尚
33	番	奥野	英介
34	番	今井	智広
35	番	日沖	正信
36	番	前田	剛志
37	番	舟橋	裕幸
38	番	三谷	哲央
39	番	中村	進一
40	番	青木	謙順
41	番	中森	博文

43	番	前 野 和 美
44	番	水 谷 隆
45	番	山 本 勝
46	番	山 本 教 和
47	番	西 場 信 行
48	番	中 川 正 美
49	番	舘 直 人
(42)	番	欠 (番)
欠席議員 2名		
13	番	濱 井 初 男
26	番	後 藤 健 一

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤 史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主幹)	黒 川 恭 子
書 記 (議事課主任)	中 西 孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信 一 郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	福 永 和 伸
戦略企画部長	西 城 昭 二

総務部長	嶋田 宜浩
医療保健部長	福井 敏人
子ども・福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	渡辺 克己
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	荒木 敏之
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員	川端 郁子
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員	戸神 範雄
人事委員会事務局長	山口 武美
選挙管理委員会委員	野田 恵子

午前10時0分開議

開 議

- 議長（前田剛志） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

- 議長（前田剛志） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。48番 中川正美議員。
〔48番 中川正美議員登壇・拍手〕

- 48番（中川正美） おはようございます。伊勢市選出、自民党会派、中川正美でございます。

まず、2年後に迫りました東京2020オリンピック聖火リレーについてお伺いをいたしたいと思えます。

今月1日、三重県総合文化センターにおきまして、三重とこわか国体・三重とこわか大会開催決定記念みえのスポーツフォーラム2018に合わせて、東京オリンピック・パラリンピックのフラッグ歓迎イベントが開催されました。当日は約900人もの大勢の県民の皆さんの前で、オリンピック及びパラリンピックのフラッグが武田美保さん、細川宏史さんから議長、そして知事に手渡され、この三重県においても東京オリンピック・パラリンピックに向け、いよいよ動き始めた実感された方も多かったのではないかと思います。

続いて6日には、東京2020オリンピック聖火リレー三重県実行委員会の第1回会議が開催されました。今回の東京オリンピックでは、聖火リレーは2020年3月26日に福島県をスタートし、本県においては4月8日、9日の二日間で実施されると伺っています。新聞報道によりますと、今後、実行委員

会委員や市町からルートや聖火ランナーの選定方法について意見を聞き取った上で、事務局が素案を策定することが承認されたとのことであります。12月末までに聖火が通過する市町が決まり、年度末までには具体的なルートも決まります。

今から54年前に開催されました1964年の東京オリンピック、当時私は中学生でした。聖火の最終ランナー、坂井義則選手の国立競技場聖火台への点火姿がよみがえってきます。オリンピックで活躍した選手の名前を今でも覚えていますが、特に私が記憶をしておりますのが、マラソンの円谷幸吉選手であります。トップで競技場に入ってきたのはエチオピアのアベベ選手ですが、続いて円谷選手とイギリスのヒートリー選手がトラックでデッドヒートを繰り広げました。円谷選手は後ろを振り向かず前だけを見て走り続けましたが、最後は力尽きて3位になりました。それでも日本中が感動した立派な銅メダルであり、国立競技場に初めて日の丸が掲揚されました。振り返るのは自分が自信がないからだ、堂々と勝てと言ったのが円谷選手の父の言葉でありました。私は人生の教訓として大切にしています。今からオリンピックならではのあの特別の感動を楽しみにしておる県民は多いと思います。

さて、聖火リレーの火は、三重県のような地方に住む方々がオリンピックとつながることができる最大のイベントであるという点にあります。また、県民の皆さん方がスポーツを通じて一つにつながる機会であるとともに、三重県の人と地域の魅力を国内外に広くアピールする絶好の機会となります。

こうしたことから私としては、ぜひ三重県での聖火リレーを成功させる必要があると考えております。

そこで知事に質問いたします。東京2020オリンピック聖火リレーに対する意気込みや期待、ルート及び聖火走者の選定の考え方についてお聞きしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 聖火リレーに対する意気込みや期待、ルート及びランナーの選定の考え方について答弁させていただきます。

オリンピックは、スポーツを通じた人間育成と世界平和を究極の目的として開催される世界最大規模のスポーツの祭典です。

中でも、聖火リレーは、オリンピックのシンボルのうち最も神聖とされる聖火を掲げることにより、平和・団結・友愛といったオリンピックの理想を体現するとともに、開催国全体で大会の機運を高めるものです。

私は、東京2020大会の開催に当たり、県民の皆さんには開催国の一員として、このようなオリンピックの意義を御理解いただき、何らかの形で大会にかかわっていただきたいと考えています。

このようなことを踏まえ、2020年4月8日、9日の2日間、本県で実施する聖火リレーについて、今月6日に実行委員会を設置し、私が会長となって検討を進めていくこととしました。

ルートや聖火ランナーの選定については、組織委員会から示されている考え方に沿いつつ、開催地である本県としても主体性を持って、しっかり検討していきます。

まず、ルート選定については、本県悠久の歴史の中で連綿と受け継がれた伝統、文化、自然などはもとより、目覚ましい発展を遂げた産業、技術なども含め、本県の様々な特色や魅力を国内外に発信したいと考えています。

また、ランナーの選定に当たっては、本県が誇りとする多様性や調和、共生などの理念に基づき、できる限り多様な分野から、一人でも多くの方々に走っていただくことが最も重要であると考えています。

私は伊勢志摩サミットの開催決定以来、サミットはチャンスでしかないと繰り返し申し上げてきました。

このことは、今回のオリンピックや聖火リレーにおいても同様であり、このチャンスを生かして本県の価値を一層高めるため、全ての地域の皆さんがオール三重で一体となって盛り上がり、未来へつなぐメッセージが発信される聖火リレーの実現を目指したいと考えています。

そして、2020年为本県のスポーツイヤー4年目という総仕上げに差しかかる局面であることを踏まえ、それを飾るにふさわしい聖火リレーの実施で高

まった機運を、翌年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功につなげていけるよう、しっかり取り組んでまいります。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。ぜひともすばらしい三重のよさを世界中に発信できるようによろしく願いいたしたいと思います。

それでは、次に式年遷宮に関しましてお伺いをさせていただきたいと思います。

日本人の心のふるさとであります伊勢神宮では、皆様、御承知のとおり、2033年に20年に1度の第63回の式年遷宮が催行されます。2025年には早くも式年遷宮の諸行事が開始をされます。式年遷宮は三重県を活気づける絶好の機会であります。県におかれましては、式年遷宮に向けてぜひとも総力を挙げて三重県を盛り上げていただきたいと考えております。

さて、次期式年遷宮まではあと15年あります。この間に三重県を取り巻く環境も大きく変わっていくものと思います。

例を挙げますとIoT、AI、ロボットなどの技術が劇的に進歩し、自動車の自動走行システムの開発が進み、またリニア中央新幹線の開業をはじめとする交通ネットワークも充実しておりますし、また、物、サービス、場所などを多くの人と共有、交換して利用する社会的な仕組みでありますシェアリングエコノミーも進展しているのではないのでしょうか。

また、三重とこわか国体・三重とこわか大会や、東京オリンピック・パラリンピックなどの大規模なスポーツイベントも開催も控えている一方、三重県だけではなく、全国的なトレンドとして避けて通れない生産年齢人口、年少人口の減少と老年人口の増加といった少子高齢化の進展もあり、向こう15年の三重県を取り巻く環境が激変することは間違いありません。

以前に、2030年ごろの三重県のあり方について中長期的な視点から議論されたこともあると聞いております。私としては、これらの環境変化に柔軟に対応し、県民の不安を解消し、未来に希望が持てるよう、知恵を出し合って県民が誇れる三重県にさせていただきたい。

そこで知事に質問いたします。式年遷宮が行われます2033年ごろの三重県の姿について、どのように描いてみえるのか、あるべき姿というのを持ってみえるのか、知事の思いをお聞かせ願いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 次期式年遷宮が行われる2033年ごろの三重の姿ということで答弁させていただきます。

前回、第62回神宮式年遷宮が行われました平成25年には、当時としては過去最高となる4000万人を超える入込客が本県を訪れ、1000万人に迫る延べ宿泊者数を数えました。

その後、伊勢志摩サミットの開催を契機にインバウンド誘致に積極的に取り組んでいるところですが、次回の御遷宮が行われる2033年には、国内外からより一層多くの人々に訪れていただけるよう、しっかりと取組を進めていく必要があると考えています。

中長期的なプランを立てる上で、将来時点のあるべき三重県の姿をまず思い描き、それを実現するために取り組むべき課題を順次、将来から現在に向けて整理、検討していく手法、バックキャストといいますけれども、が重要であると考えています。

そのような観点から、三重県経営戦略会議やみえ産業振興戦略アドバイザーボード、三重県観光審議会等において、現在2030年ごろの本県の姿や本県を取り巻く社会情勢等の変化をお示しして、三重県の有識者の委員の皆様から御意見をいただいております。

例えば、産業面では、第4次産業革命をめぐるグローバル競争の激化、IoTやAIなどによるシェアリングエコノミーの進展、さらにはアジアへの世界経済の重心シフトが進む中、本県のものづくり企業がICTを最大限に活用し、力強く付加価値額を増加させる姿などを描いています。

また、競争は激化するものの、地方にもチャンスが生まれる可能性を示す姿もあります。

例えば、単純作業がAIやロボットにおいて処理され、ICTを活用した

テレワークも一般的となり、大都市に行かずとも地方にしながら直接世界とつながる。地方の基幹である農林水産業におけるICT活用が進み、若者にも魅力を感じられ、所得も確保することが可能になっている。自動走行のコミュニティバスや自動走行の一人乗りパーソナルビークルが活用されることにより、高齢者の買い物や移動、離島や中山間地の子どもたちの通園、通学の利便性が向上することが可能になっているなどです。

観光における姿としては、リニア中央新幹線や高速道路ネットワークの進展、中部国際空港の2本目滑走路の実現、現在計画が進んでいる空飛ぶタクシー、水陸両用飛行機などアクセスが大幅に改善し、三重県が必ずしも不便な場所でなくなっている可能性も示されたり、御意見をいただいたりしています。

これは確かに競争が激化することの裏返しではあるものの、現在の三重県観光の大きな課題の一つを克服する可能性が高まることも示唆しています。空飛ぶタクシーについては、これを活用すれば、例えば神宮をハブに30分以内で県内どこでも周遊する観光なども実現するのではないかとの御意見もいただきました。

あわせて、高齢化に伴い国内観光客の多くが60歳以上の方という状況も視野に入れた、バリアフリー観光の重要性も高まるとともに、国全体では国内観光客と海外観光客の数が逆転することから、外国人向けに多くの観光施設において多言語音声翻訳システムや自動予約システムの導入、超高速の次世代の無線通信技術が普及するなど、ストレスフリーな受け入れ環境整備が進む姿も考えられます。

以上、るる申し上げてまいりましたが、いずれにしましてもどんなイノベーションや未来も、それをつくるのは人であります。とにもかくにも、これらの絵姿を実現する人材育成、確保が最も重要だと考えております。

今年のダボス会議において、カナダのジャスティン・トルドー首相が、今ほど変化のペースが早い時代は過去になかった。だが、今後、今ほど変化が遅い時代も二度と来ないだろうと述べました。予見できない変化や、その物

すごいスピードの速さもあると思いますが、三重県の明るい未来のため、時代を的確に見据えながらしっかり前向きに取り組んでいきたいと考えています。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。

1993年、平成5年の第61回式年遷宮の折には、伊勢自動車道が全線開通するとともに、その翌年には三重県営サンアリーナが完成し、まつり博・三重'94が開催され、また同年には三重県総合文化センターが開館をし、第9回国民文化祭が開催されました。また2013年、平成25年の前回、第62回式年遷宮の折には、三重テラスがオープンをし、その翌年には紀勢自動車道の全線が開通するとともに、新しい三重県総合博物館が開館しました。

このように式年遷宮と合わせて、三重県民の生活や経済を支える重要なインフラの整備が進むとともに、三重県の情報発信が行われており、県全体の活性化につながっております。

私は、式年遷宮に合わせて三重県が取り組むテーマがあったのではないかと考えています。前々回の式年遷宮では、三重県の魅力を広く県民の皆様を知っていただくため、いわゆる北主南従の解消を目指して取り組まれたのではないかと。

また、前回の式年遷宮では、三重県の魅力を日本中の皆様を知っていただくため、日本国内における三重の知名度の向上に取り組まれたのではないかと考えています。

そして、先ほど知事の答弁でもございましたけれども、今よりもグローバル化が進展していくであろう次回の式年遷宮では、三重県の魅力を世界中の皆様を知っていただくため、世界での三重の知名度の向上がテーマになると考えております。

知事は平成25年の県議会一般質問の答弁におきまして、伊勢神宮は2000年の歴史を持つ世界に類を見ない場所であり、世界に誇れる日本、日本人の財産であり、アイデンティティーの一つである。日本が今後の激動のグローバ

ル社会を生き抜いていくために、式年遷宮を通じて一人でも多くの日本人に伊勢神宮を訪れていただき、日本人のアイデンティティーの一つとして場所の歴史やそこに息づく考え方などを理解して行ってほしい、そのような発信を日本中に行っていきたい。そして、次の式年遷宮のときには、今よりもグローバル化が進展していることから、その中で伊勢神宮が世界の様々な聖地などと同様に、世界からしっかり認知をされ、崇敬され、注目される場所、そしてそれが存在する三重県、日本になれたらいいという思いを持っていると述べられています。

三重県では2016年に伊勢志摩サミットが開催されたことにより、三重の魅力が世界に発信されるとともに、多様な国際交流の取組がなされました。また、次回式年遷宮の前には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、世界中の関心が日本中に集まる機会となります。

そこでお伺いしたいと思います。2033年にとり行われる第63回式年遷宮まであと15年となり、ますますグローバル化が進む中で、県として国際展開をどう取り組んでいくのかお答え願いたいと思います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） グローバル化が進む中での国際展開への取組について御答弁を申し上げます。

本県では、平成25年度にみえ国際展開に関する基本方針を策定いたしまして、重点的に取り組む国や地域を定め、本県の強みを発揮できる分野に集中して国際展開を進めてまいりました。

具体的な取組としましては、知事をトップとした海外ミッション団の派遣や、各国、地域との経済連携に関する協定、MOUの締結などに加え、産業支援機関や県内金融機関等と連携しました、三重県国際展開支援窓口を設けることなどによりまして、海外市場への展開を目指す県内企業の支援や、海外との連携強化を進めてまいります。

また、現地の民間企業や団体と連携したプロモーション等についても積極的に進めておりまして、今年度は、フランス・パリ市内におけるヨーロッパ

の富裕層をターゲットとしました三重の日本酒のプロモーションや、ベトナムにおける観光物産展、三重県フェアを開催するほか、観光では、国内初となる日本ゴルフツーリズムコンベンションの開催などを予定しております。

平成28年度に伊勢志摩サミットが開催され、三重の魅力が国内外に大きく発信をされました。

本県の国際展開は、こうした千載一遇のチャンスも生かしながら、官民を挙げて様々な取組を進めてきたことが、大きな成果につながってきていると考えております。

2033年ごろには、世界中でヒト、モノ、カネ、情報の流れがますます活発化し、グローバル競争の激化が予想をされております。

人口減少に伴い国内市場の縮小が見込まれる中、本県においても、急成長を遂げつつあるアジア市場など、海外の成長の取り込みを一層図っていく必要があります。

こうした大きな変革期にある社会、経済の変化をしっかりと捉え、中長期的な展望を持って取り組んでいくとともに、東京オリンピック・パラリンピックや次回の式年遷宮といった様々な機会をチャンスとして捉え、県内企業の海外展開をはじめとした、本県の国際展開を積極的に推進していきたいと考えております。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。

先ほどの知事が述べられました平成29年1月に開催されました三重県経営戦略会議での資料によりますと、2030年ごろの三重の姿として働き方や経済、産業、農林業などの項目別に現状やトレンドから描いたポジティブな三重のイメージが描かれています。観光交流の項目では、伊勢志摩サミットの開催による知名度向上により、三重県への外国人旅行者数が増加をし、伊勢神宮の観光客の半数が海外から訪れ、県内各地で地域の文化や暮らしに触れる機会が高い評価を受けている姿などが描かれております。

平成30年版の観光白書によりますと、平成29年の訪日外国人旅行者は過去

最高でありました平成28年の2404万人をさらに上回る2869万人、対前年比19.3%の増加となり、5年連続で過去最高を更新しました。

しかし、全国的な好調なインバウンドであります。外国人の延べ宿泊者総数を見ますと、平成29年は全国で7293万人、対前年比113.8%の伸びとありますが、三重県では31万人、対前年比93.6%に減少しています。

私の地元であります伊勢志摩地域は、神宮、伊勢志摩国立公園など、世界に誇ることができる観光資源に恵まれ、宿泊業や飲食業などの観光関連産業が地域経済を支えています。地域経済を発展させるためにも、好調なインバウンドについて、さらなる県内への誘客を推進することが必要であります。

また、外国人宿泊者を増やしていくためには、富裕層や訪日外国人旅行者のうち、比率が高まっている個人の外国人旅行者、いわゆるF I Tの取組を図ることが重要だと考えます。

そこでお伺いします。先ほど紹介いたしました2033年遷宮に向けて外国人旅行者のさらなる誘客をどう取り組んでいくのかお伺いしたいと思えます。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 次期式年遷宮に向けて外国人旅行者のさらなる誘客にどのように取り組んでいくのかお答えさせていただきます。

2017年日本への外国人旅行者が2869万人を突破し、本年も8月末現在、それをさらに上回るペースで増加しています。本県についても、伊勢志摩サミットの開催による知名度の高まりなどから、本年の外国人宿泊数は、昨年度比約18%増のペースで伸びています。

しかしながら、宿泊数に占める外国人の割合は、全国平均の15.6%に比べ、本県は4%程度にとどまっており、有する観光資源の魅力に鑑みれば、インバウンドは本県にとって、さらに大きな可能性を持つ分野であると言えます。

また、日本の人口が減少する中、民間調査機関のデータによると、早ければ2022年には外国人の宿泊数が日本人の宿泊数を上回るという予測もありますので、こうしたインバウンド需要に対応できるように取組をさらに進めて

いくことが必要です。

そのため、本県では外国人の目線から新たに「一生に一度は訪れたい三重県 (Mie Once in Your Lifetime)」をキャッチフレーズとして三重県観光のブランディングに取り組むこととしており、今月発表したところです。

まずは、本年度の取組として、増加する個人旅行者のニーズに対応したインスタグラムでの#VISITMIEキャンペーンを明日から展開するとともに、今月28日からの日本初開催となる日本ゴルフツーリズムコンベンションの機会等を捉え、県内の一流の観光の魅力を発信していきます。

さらに、来年度に予定しています三重県観光振興基本計画の策定に向けて、将来のあるべき姿を思い描き、それを実現するために取り組むべき課題を整理、検討していくことが重要ですので、先ほど知事も申しあげましたように、今月開催いたしました観光審議会において、10年先、2030年ごろの三重県観光のあるべき姿について御意見をいただいたところです。

今後、さらに議論を深め、県内のインバウンド受け入れに向けた機運を醸成し、県内の市町や観光事業者等と一体となって、伊勢神宮をはじめとした本物の魅力を感じていただけるよう、観光地づくりや戦略的プロモーションに取り組み、次回2033年の御遷宮は、世界中の皆様に来ていただくける御遷宮にしたいと考えています。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番 (中川正美) 御答弁いただきました。

私の認識ですけども、1000年前にあったのが伊勢神宮、そして今日あるのも伊勢神宮。そして、恐らく1000年後にも伊勢神宮は存在しておると思います。それだけ大変価値のあるものでございますので、それをやはり三重県として生かしていただきたい、心からお願いする次第でございます。

次に、農林水産業の振興について、まず農福連携のさらなる推進についてお聞かせ願いたいと思います。

農業者の高齢化に伴い農業従事者の減少が進んでおり、農業の担い手の確保、育成が引き続き重要な課題となっている一方で、農業が新たな成長分野

として注目され、企業の農業分野への関心の高まりや障がい者の農業分野への雇用拡大に期待が寄せられています。県では、新たな農業の担い手として企業や福祉事業所、障がい者を位置づけ、福祉事業所による農業参入や農業法人などによる障がい者雇用を促進するため、農福連携として農業と福祉をつなぐ人材の育成や、地域の農福商品の販売拡大、相談窓口の設置などによるサポート体制の充実、強化など、地域の実情に応じた取組を進めていると聞いております。

また、農福連携の取組については、知事をはじめとする6府県の知事の呼びかけにより、農福連携全国都道府県ネットワークを設立をし、平成30年7月には全国47都道府県が参加するネットワークになったと聞いております。これを契機として農福連携を全国的なムーブメントとして、さらに広げていくとともに、本県の農福連携を次なるステージへと発展させていく必要があると考えます。

これまで県や市町、農協などの関係機関が農福連携の取組を進めてきた中で、農業に参入した福祉事業所は45事業所となっており、一定の成果が得られると考えております。

一方で、障がい者を雇用する農業経営体数は増えてきているものの、いまだ17経営体と企業や福祉事業所の農業参入に比べると取組が少し遅れている状況になっています。

私は農福連携とは福祉事業所の農業参入にとどまらず、農業経営体が本当の意味で障がい者を戦力と捉え、当たり前のように障がい者が農作業に従事し、担い手として期待されるような社会の実現が真の農福連携ではないかと考えます。

また、これは農業だけに限ったことだけではなく、林業や水産業を含めた農林水産業全体で実現をしていくべき方向性と考えるわけであります。

そこでお聞きをしたいと思います。農福連携のさらなる推進に向けて農業経営体における障がい者の就労を拡大するため、県はどのように取り組んでいくのかお聞きしたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、農福連携における農業経営体等の就労拡大についてということで御答弁申し上げます。

県では、これまで農林水産分野における障がい者就労の拡大に向け、福祉事業所の参入や農林水産業の経営体での就労を促進するため、様々な取組を進めてまいりました。

特に、農業分野では、農業参入した福祉事業所などが参加いたします一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会等と連携をしながら、農業と福祉分野をつなぐ人材の育成を中心に、農業に参入する福祉事業所の支援員等への栽培技術支援でありますとか、また障がい者が取り組みやすい作業工程の分割や器具の調整などを行います農業ジョブトレーナーの育成、さらには障がい者就労の事例集やマニュアルによる農業者への啓発などに取り組んできたというところでございます。

その結果、昨年度末には、議員からも御紹介がありましたが、農業参入した福祉事業所は45件、557名の就労となりまして、施策を始めた平成23年度の3倍以上に拡大しております。

また、障がい者を雇用する農業経営体は、通年雇用が可能な施設園芸や畜産などを中心に17の経営体、29名の雇用となりまして、こちらのほうも平成23年度の約2倍に拡大しております。

こうした中、時期に応じて作業量の変動し、通年雇用が難しい経営体などにおきまして、繁忙期の作業として、例えば野菜の収穫、袋詰め、また林業におきましては、ツツジなどの苗木生産、また水産業では、カキ養殖に係る作業などを福祉事業所が請け負い、障がい者が従事する、いわゆる施設外就労の取組が増え始めております。

このような状況を踏まえまして、今後、通年雇用が難しい経営体が多い農林水産業において、障がい者の就労を拡大していくためには、施設外就労の取組を促進していくことが重要というふうに考えております。

このため、経営体において、障がい者に適した作業を掘り起こし福祉事業

所に斡旋していく、コーディネート人材の育成でありますとか、コーディネート人材の活動を支えるための、JAや社会福祉協議会が核となった地域における組織づくりなどを通じまして、産地や地域において、経営体と福祉事業所をマッチングしていく仕組みを構築していきたいと考えております。

今後も引き続き、三重県障がい者就農促進協議会と緊密に連携するとともに、農福連携全国都道府県ネットワークの活動を通じて収集した全国の効果的な事例なども参考にしながら、福祉事業所等の参入促進をはじめ、農林水産業の経営体における通年雇用や施設外就労など、経営体の実情に応じた障がい者の就労機会の拡大に取り組んでまいりたいというように考えています。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。

農業経営体等においても、いろんな形で障がい者の皆さん方が自信を持って働ける、そして雇用の拡大につながっていくよう、林福、水福連携も含めて取組を大いに期待いたしたいと思えます。

それでは、次に真珠産業の振興についてお聞かせいただきたいと思えます。

三重県は真珠養殖の発祥の地であり、本県におきます真珠養殖業は、平成28年の生産額で34.5億円と全国生産額の約2割を占め、県内には多くの真珠養殖業者や加工、流通販売業者が存在するなど重要な産業となっております。

また、海面に浮かぶ真珠養殖いかだ等の景観が地域観光の魅力ともなっております。

しかし、本県の真珠産業を取り巻く環境は感染性の疾病や、有害赤潮の発生により生産性や品質の低下に加え、南洋真珠や淡水真珠など外国産真珠との国際競争の激化など、非常に厳しいものとなっております。

このような中で平成28年5月に開催されました伊勢志摩サミットにおいては、三重県真珠養殖振興協議会の取組によりまして、英虞湾の真珠を使ったラペルピンが日本を代表する宝飾品として各国首脳らに贈呈されたほか、平成29年3月には、鳥羽志摩地域の海女漁協と真珠養殖業が将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業のシステムとして、日本農業遺産に認定されるな

ど、真珠についての注目度が高まっております。

さらに本年8月には、三重県の真珠の生産及び輸出の拡大に向けて宮腰内閣総理大臣補佐官の立ち会いのもとで、真珠関連事業者や県、市町によるみえの真珠振興宣言、国際競争力のある真珠産地を目指してへの署名式が行われ、日本をリードする国際競争力のある真珠産地を目指すことを宣言されたと聞いております。私としても、真珠産業の振興に向けてこうした取組に大いに期待するところであります。

そこでお聞きいたします。真珠振興宣言に盛り込まれた具体的な内容について、県として今後どのように取り組まれるのかお聞きしたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 真珠振興宣言に基づく取組ということで御答弁を申し上げます。

県では、平成28年に制定されました真珠の振興に関する法律に基づきまして、本県真珠産業と真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、本年4月にアコヤ真珠では全国で初めてとなります三重県真珠振興計画を策定いたしました。

また本年8月には、三重県真珠振興計画を踏まえまして、真珠の生産、加工、流通業者、市町、県がみえの真珠振興宣言を行い、一丸となって真珠の生産と輸出の拡大に向けて取り組むことを確認いたしました。この宣言では、三つの方向で取り組むこととしており、一つ目が市場ニーズを捉えた真珠の戦略的な生産、出荷体制の構築、二つ目が真珠養殖の担い手確保や生産技術の継承、そして三つ目がアコヤ真珠の魅力を海外に伝える情報発信ということで、この3点を進めていくこととしております。

具体の取組といたしまして、一つ目の真珠の戦略的な生産体制や出荷体制の構築ということでは、市場ニーズを捉えた売れる真珠を効率的に生産するための生産業者と加工、流通業者の連携強化、また真珠バイヤーのニーズに応じた真珠入札会の規模拡大や出品ロットの拡大などについて、関係者が協議を進めているというところでございます。

また、二つ目の担い手の確保や生産技術の継承では、これまでの漁師塾の

成果を踏まえまして、新たに真珠塾を立ち上げたいというふうを考えております。この中では、新規就業を目指す方への生産技術指導でありますとか、厘珠など本県の特徴ある真珠の生産技術の研修、また核入れ作業等を行う人材を登録管理する仕組みづくりなどに生産業者等が連携して取り組むこととしております。

三つ目のアコヤ真珠の海外への情報発信では、海外の真珠バイヤーやインバウンド向けの真珠体験ツアーの受け入れでありますとか、東京オリンピック・パラリンピック等における真珠の利用促進に向けた、オールジャパン体制で行うPRなどに積極的に取り組むことというふうにしております。

県といたしましても、こうした取組を関係する皆様とともに着実に進めることで、三重県が日本をリードする国際競争力のある真珠産地となることを目指していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。ぜひとも真珠塾の設立を早くお願いしたいと思います。

それで、次に介護ロボットの導入促進についてお伺いをいたします。

本県の要介護者、要支援者の状況は、平成29年9月末現在の認定者数は9万7901人で、うちの要介護者が7万3045人、要支援者が2万4856人となっております。

さらに、この人数から2025年までに要介護者は1万2291人、要支援者は2万4856人増加することが見込まれています。

年々介護を必要とする高齢者は増えていきます。本格的な高齢社会を迎え、特に要介護認定率が高くなる75歳以上の高齢者の増加に伴い、介護ニーズはさらに拡大することが見込まれています。増え続ける介護にニーズに対応するためには、人材の育成、確保が必要ですが、生産年齢人口が減少していく中で、介護人材の確保はやはり厳しい状況にあると言えます。本県におきましても将来の受給推計として、2025年には平成27年時点から新たに約9000人

の介護職員を確保する必要があると言われていました。

また、景気が緩やかに回復する中で、平成30年6月の全職種の有効求人倍率が1.75倍であるのに対し、介護関連職種は3.87倍となっており、介護職員の確保が厳しい状況にあると言えます。

このような要介護高齢者が増加をし、介護ニーズが年々増大する一方で、介護人材の確保が厳しいという状況において、介護事業者の介護職員や家庭で介護を行っている家族の方の負担軽減に効果があるものとして、介護ロボットの活用が期待されているところであります。介護人材の不足が深刻な課題の中で、現場の介護職員の負担が増大することは、介護サービスの質の低下につながるおそれがあります。介護職員をサポートし、介護が必要な方の支援を行うロボット技術は、人材の確保を行うための技術としても注目されています。

その一方で、導入コストが高いということが課題であると思います。ロボットの種類にもよりますが、数万円のものから100万円を超える高額なものもあると聞いております。導入コストが高いことが普及の足かせになっているとも言われています。

また、介護という行為には、ホスピタリティや介護が必要な方への気遣いが大切になります。人と人のふれあいが大切な介護において、冷たいイメージのあるロボットを使うことはやはりためらいを感じる人も多いように思います。

しかしながら、課題もあって二の足を踏む部分もある介護ロボットは、まだまだ発展段階にあるとはいえ、介護人材の不足が深刻な中では現場において有効な技術の一つであると思います。介護ロボットの導入には様々な課題があると思いますが、私自身、積極的に進めていくべきだと考えます。

そこでお伺いをします。介護ロボットの導入促進について、県としてどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

あわせて介護ロボット導入に対する支援の状況もお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

[福井敏人医療保健部長登壇]

○医療保健部長（福井敏人） 介護ロボットの導入促進について御答弁を申し上げます。

介護ロボットは、要介護高齢者の増加など介護ニーズが増大していく中で、高齢者の生活の質の向上、維持、さらには介護者の負担軽減に資する観点から、その活用が期待をされているところでございます。

県では、平成30年3月に策定をいたしました第7期介護保険事業支援計画におきまして、介護職員の負担軽減や業務効率化など、就労継続につながる環境を整備するため、介護ロボット導入を支援していくこととしております。

これまで地域医療介護総合確保基金などを活用いたしまして、平成28年度から2年間で、59事業所に対しまして146台の介護ロボット導入支援を行いました。

今年度につきましても、補助上限額の引き上げや対象機器の拡充を行い、21事業所から91台の応募があったところであります。

介護現場における介護ロボットの導入と普及は、介護人材不足の中、業務の効率化、負担の軽減を図るために重要なものとなっており、引き続き介護ロボット導入促進に向けて取り組むとともに、国に対しても支援の充実を図るよう働きかけを行ってまいります。

[48番 中川正美議員登壇]

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。いろんな課題もあろうと思いますが、より積極的に導入促進に向けて頑張ってくださいたいと、このように思います。

それでは、続きまして技能五輪の誘致についてお聞かせいただきます。

平成28年度県民経済計算速報によりますと、県内の総生産は名目で8兆4327億円、そのうち製造業が3兆2711億円と全体の38.8%を占めています。

また、総務省の経済センサス調査によりますと、平成27年7月1日の県内従業者数は87万6974人で、そのうち製造業が21万1146人と全体の24.1%を占めており、全国と比較として製造業の占める割合は非常に高く、製造業は三

重県の経済、雇用を支える重要な産業となっています。

なお、日本経済研究センターが行った第40回中期経済予測概要によりますと、2011年から2025年の実質産出額の成長率見通しで、三重県は1.6%となっており、全国で第1位の成長率となっています。

時代は第4次産業革命による産業や就業構造の大転換期を迎えています、資源の乏しい我が国にとって人づくりは経済社会の安定した発展の原動力であり、基幹産業であるものづくり分野において必要とされる技能を持った人材の育成を進める必要があります。

一方、ものづくり分野の基盤となります技能はこれまで生産の拡大や新産業の創出、雇用の増大等に貢献してきましたが、近年、若者の技能離れといった変化に直面しています。

こうした状況の中、基幹産業であります製造業の持続的な発展を遂げていくためには、ものづくり業を担う人材の育成を支援し、熟練技能者が有するものづくりに関する技能が円滑に承継されることを促進するとともに、社会全体が技能を尊重する機運を助成することが重要であると考えます。本年、11月2日から5日にかけて、第56回技能五輪の全国大会が沖縄で開催されます。チャレンジズフォアザフューチャーを大会スローガンに自らの可能性を信じ、失敗を恐れずに挑戦し続ける若者を一人でも多く育てたいという思いを込めて開催されるものであります。技能五輪の全国大会は23歳以下の青年技術者がその技能レベルの日本一を競うことにより、青年技術者の技能水準の向上を図り、あわせて広く国民一般に技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることを目的に、昭和38年から毎年開催をされております。

そこでお伺いいたします。県内の基幹産業を支える技能の振興、技能尊重の機運を醸成するために、三重県内で技能五輪の全国大会の開催を目指すべきであると考えますが、技能五輪の全国大会の誘致にどう取り組むのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 技能五輪全国大会の三重県での誘致について御答弁を申し上げます。

技能五輪全国大会につきましては、議員、先ほどおっしゃっていただきましたように、青年技能者の技能レベルを競うということと、そういうことを通じて技能水準の向上を図るということ、それから技能の重要性、必要性を広くアピールをして、技能を尊重する機運の醸成を図るということを目的としてございます。1963年以降、最初は東京で開催されておりますけども、毎年開催されておまして、2021年度までの開催地が内定しているというふう聞いております。

技能五輪全国大会は、ものづくりやサービスに携わる若者の技能や意欲の向上につながり、県内産業の振興に大いに貢献するものと考えております。また、選手をはじめとする関係者が多く来県をいたしまして、地域への経済効果が期待されるなど、開催する意義は大きいというふうと考えております。

一方で、近年開催をいたしました県に情報収集しましたところ、開催に当たっての課題も明らかになっております。

一つ目として体制や経費の問題でございます。開催には準備期間を含めて少なくとも4年が必要であり、準備委員会など体制の整備や、相当の経費負担が生じることとなります。

二つ目として会場確保の問題でございます。競技会場は総床面積4万平方メートル以上を確保することが求められております。

県内では、一つの会場でこの条件を満たすところはありません。複数に分けて開催する場合は、同時期に多数の会場を確保しなければならないことや、宿泊施設から競技会場までの移動時間が30分以内が望ましいとされているなど、こういった課題を整理する必要があるというふうと考えております。

こうしたことから、技能五輪全国大会の誘致につきましては、時間をかけて検討をする必要がございまして、引き続き開催事例や、今後開催が予定されている県などからの情報収集を行ってまいりたいと考えてございます。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。ぜひとも、いろんな課題があると思うんですが、今年の沖縄大会、調査を派遣していただきたいなど。私は全国大会だけじゃなくて、国際大会もぜひとも三重県で誘致をしていただければと、こんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

最後に、新エネルギーの導入についてであります。

本年7月3日にエネルギーをめぐる国内外の情勢を踏まえ、2030年、さらに2050年を見据えた新たなエネルギーの政策の方向性を示すものとして、第5次エネルギー計画が閣議決定されました。再生可能エネルギーの一つであります風力発電は、世界的に導入普及が進んでおり、近年では従来の陸上風力発電のみならず、洋上に風車を設置する洋上風力発電が急成長しております。第5次エネルギー基本計画におきましても、陸上風力の導入可能な適地が限定的な我が国におきまして、洋上風力発電の導入拡大は不可欠であるとされており、欧州の洋上風力発電に関する取組も参考にしつつ、地域との共生を図る海域利用のルール整備や、基地、港湾への対応、関連手続の迅速化など、洋上風力発電の導入促進策を講じていくとされています。

また、三重県に面する伊勢湾の大部分の海上において、10メートル高の年平均風速が毎秒5から6メートルであり、陸の凹部に存在する内湾としては非常に良好な風況であるという大学の調査結果もあることから、関係者との調整を十分に行いながら洋上風力発電の導入をするべきと考えますが、そこでお伺いいたしたいと思います。

洋上風力発電について、新エネルギーの導入の観点から県の今後の取組の考え方をお聞きしたいと思います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 洋上風力発電について御答弁を申し上げます。

本県では、三重県新エネルギービジョンに基づきまして、新エネルギー導入の促進に努めているところでございまして、その中で洋上風力発電については、環境への影響やコスト縮減を含めた技術開発などの動向について、情

報収集することとしております。

国におきましては、洋上風力発電の導入促進に向けて、法整備や技術開発など様々な取組が推進されておりますが、洋上風力発電の導入実績は、現時点で、国の実証実験により建設された6基、約2万キロワットにとどまっております。

洋上風力発電の事業化に当たりましては、設備、運用コストと売電価格に基づく事業の採算性確保はもとより、海運業、漁業との関係者間調整が不可欠であるとともに、海上交通安全法や船舶安全法など関係法令との調整を図る必要が求められております。設置事業者において解決すべき多くの課題があるというふうに考えております。

このような課題を踏まえまして、引き続き民間事業者の動向を注視をいたしまして、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。

私の地元、住んでおります伊勢の大湊地区は造船業の盛んな地域であります。この洋上風力発電というのは、着床式ともう一つは浮体式、二つがあるわけでありますけれども、現実的な考え方からしますと、この浮体式の小型化、これが現実的であろうと思うんですが、ぜひともこの技術がさらに進むと思いますから、伊勢湾への導入等が、仮定でありますけれども、実施をされた場合、私の地元の大湊の造船技術、これをぜひとも生かしていただいて、地域の産業を活性化したいなど、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げて質問を終結させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 32番 長田隆尚議員。

〔32番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○32番（長田隆尚） 亀山市選出、能動の長田隆尚でございます。

まず、リニアのことから質問を始めさせていただきたいと思いますが、今年のキーは、お手元の資料、図6にあります、（パネルを示す）ここにリ

ニアインパクトによるスーパー・メガリージョンの形成と地方創生促進というのが書いてあります。これをキーで質問させていただきたいと思います。今、この資料は、どちらかというと地域連携部であったり、そちらのほうが中心になっておりますが、雇用経済部のほうにも出てまいりますので、その辺も含めた形の中で質問していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、スーパー・メガリージョン構想検討会中間とりまとめを受けてというところで質問を開始させていただきたいと思います。

このスーパー・メガリージョン構想とは、2015年8月14日閣議決定の第二次国土形成計画、全国計画において、リニア中央新幹線の開業によって、三大都市圏が約1時間で結ばれ、世界を先導するスーパー・メガリージョンが形成されることが期待されるため、その効果を最大化し、全国に波及させるための取組の必要性が示されたことを受けて、2017年9月22日、国、地方公共団体、経済団体の共通のビジョンの構築を図るべく、スーパー・メガリージョン構想検討会が設置され、そこで検討されている構想のことで、第二次国土形成計画、全国計画の中で、スーパー・メガリージョンの形成については次のように記されています。

東京、名古屋及び大阪を結ぶリニア中央新幹線の開業により、世界最大の人口を有するスーパー・メガリージョンが形成されることを見据えて、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引きつけ、世界を先導する巨大経済圏の形成を推進することが重要である。

具体的には、三大都市圏の経済、産業、文化等が一体となり、新たなイノベーションを持続的に創出するため、それぞれの地域の産業、都市機能等を生かし、独自の魅力を発揮する地域づくりを実施し、連携する。また、大学、研究機関等及び民間企業による国際研究ネットワーク強化等の知的対流環境の整備を推進する。さらに、国際的なヒト、モノ、カネ、情報の移動の円滑化を図るため、空港、港湾等の機能強化、利便性向上を図るとともに、情報通信ネットワークのさらなる整備を進める。

また、リニア中央新幹線の高速特性による効果を沿線地域以外にも波及させるため、リニア中央新幹線と鉄道及び道路との結節機能の強化を図る。さらに、リニア中央新幹線の整備は、大都市圏と地方圏のアクセスの利便性を飛躍的に向上させるところから、二地域居住、二地域生活・就労等の新たなライフスタイルを促進する。スーパー・メガリージョンの形成に向けては、効果を最大化し、それを全国に波及させることを目的に、スーパー・メガリージョン構想の検討を行い、それに基づく施策を推進するということとなります。

昨年、一般質問で、リニア中央新幹線の早期全線開業に向けてという質問をさせていただきました。その中で、スーパー・メガリージョン構想検討会が発足し、初日の議論で、スーパー・メガリージョンの効果を最大化するには、周辺地域からリニア駅へのアクセス改善が鍵で、駅までの高速道路を整備したり、接続する在来線で特急を増やしたり、分単位で時間短縮を目指すなど、アクセスのよし悪しが地域の死活問題になるという指摘もあったということを紹介させていただきました。その後、12回に及ぶ検討会を重ねた上、本年6月22日、その13回目の検討会にて発表されたのが、世界を先導するスーパー・メガリージョンの形成に向けてという、スーパー・メガリージョン構想検討会の中間とりまとめになります。

スーパー・メガリージョン構想の検討に当たっては、高速交通インフラの進化による国土構造の変革について、我が国は約50年前に一度、東海道新幹線の開業時1964年に経験しておりますが、当時は右肩上がりの高度経済成長期であったのに対し、現在は、本格的な人口減少社会の到来、産業構造や人々の暮らしの大きな変化等、様々な状況の変化に直面しており、単にリニア中央新幹線が開通するだけでは、大きな効果を期待することは難しくなっている。

一方で、全国の新幹線、高速道路、航空等の高速交通ネットワークが発達してきている状況を踏まえ、リニア中央新幹線をはじめとした高速交通ネットワークにより生み出される効果を最大限に引き出すための取組をより能動

的、積極的に進めていくことが不可欠となっている。

そのことから三つの観点から検討が行われました。

まず、その観点、論点1です。経済、産業構造や人々の暮らし、価値観等が今後大きく変わっていく中で、リニア中央新幹線やその他の高速交通ネットワーク、これは新幹線、高速道路、航空等を指しますが、の整備によって、交流、対流に要する時間の劇的な短縮が、ビジネススタイルやライフスタイルにどのような影響を及ぼす可能性があるのか。

論点2、論点1において明らかにされるリニア中央新幹線等の整備効果を引き出すために、各地で共通して取り組むべきことは何なのか。

論点3、論点2を踏まえ、論点1において明らかにされる効果を引き出すための国土デザイン、地域デザインの基本的方向をどう設定すべきかであります。

そして、この中間とりまとめは、主に論点1について取りまとめられ、リニア中央新幹線をはじめとした高速交通ネットワークにより生み出される効果を最大化し、スーパー・メガリージョンを我が国の成長力を高める核としつつ、その効果を全国的に広く波及させることを念頭に置いて、将来の姿が描かれております。

その中に、リニア中央新幹線による劇的な時間短縮がもたらすインパクトということが示されておりまして、四つのことが記載されております。

1番目がフェイス・トゥ・フェイスコミュニケーションが生み出す新たなイノベーションです。

これは近年のデジタル技術の普及によって、人と人とのコミュニケーションは、より気軽に、より簡単に行えるようになりましたが、大量の情報があふれる環境にあるからこそ、相手との信頼形成が必要とされる場面等においては、これまで以上に、両者が相互に作用し合うヒューマン・インタラクションが最大限発揮できるようなフェイス・トゥ・フェイスによるコミュニケーションがより重要視されてきている。第4次産業革命、蒸気機関を第1次、電気機関を第2次、製造業の自動化を第3次の産業革命とするならば、

インターネットを通じて、あらゆる機器が結びつく段階を第4次の産業革命というふうに位置づけたものですが、主な製造業としてIoTや人工知能を導入し、自律的、自動的、効率的に製造工程や品質の管理を進め、省エネルギー化などを行い、新たに産業の高度化を目指すものというのが第4次ということになってまいります。各産業の分野間の融合とモノをつくるから価値をつくる社会への転換が進む中、人口減少下にある我が国が持続可能な経済成長を実現していくためには、新たなイノベーションを創出し、付加価値を高めることによって、生産性を向上させることが求められ、新たなアイデアやビジネスの種、シーズを、21世紀の成長産業としていくことが求められています。

このような中、リニア中央新幹線の開通によりもたらされる移動時間の劇的な短縮は、こうしたフェイス・トゥ・フェイスコミュニケーションの機会を増加させるとともに、人と人との信頼形成や価値をつくるための試行錯誤等に必要な交流時間の拡大につながることを期待されています。

そして、2番目、時間と場所からの解放による新たなビジネススタイル、ライフスタイルであります。

リニア中央新幹線の開通がもたらす移動時間の劇的な短縮は、AI、IoT化等の進展と相まって、これまでの働き方や暮らし方を制約する要因であった時間と場所から人々を解放し、多様な選択肢をもたらすことで、各世代のビジネススタイルやライフスタイルに変化をもたらすことが期待されます。

例えば、単身赴任のように家族が異なる地域で働き、暮らすようなケースにおいても、リニア中央新幹線による通勤によって家族が一緒に暮らせるようになることが新たな選択肢の一つとなるなど、男女問わず労働に参画し、子育てとともに両立しやすい環境が生まれる可能性もあります。そして、これまで大都市部と地方部に離れて暮らしていた親世代、子世代、孫世代が、リニア中央新幹線を通じて往来が容易になることで、お互いに助け合いながら暮らす近居的な関係を築く可能性も期待されています。

図1をごらんいただきたいと思いますが、（パネルを示す）これは地方への移住の意向と二地域居住に対する関心を示したものです。都市に住む人の4割が地方に移住してもよいと思う、またはどちらかといえば思うと考えており、年齢別に申し上げますと、20から40歳代でそれぞれ半数を超えています。また、二地域居住に対する関心は大都市になるほど高く、関心事項としましては、静かに暮らすことができる、豊かな自然にふれあえることが大多数となっています。このように近年、都市住民や若者世代から移住の関心が寄せられる中で、地方が有している大都市部とは異なる魅力をより一層磨き、維持していくことが求められています。

一方、図2をごらんいただきたいと思いますが、（パネルを示す）この図は、新幹線駅別一日平均定期利用乗車人員及び定期利用率を示したものです。新幹線駅別の定期利用率は、東京から50から150キロメートル圏内が最も高く、これはリニア中央新幹線の品川駅から甲府市、飯田市までの距離に相当し、三重県は、名古屋、大阪ともに50から150キロメートル圏内になることから、リニア中央新幹線の開通を契機として、テレワーク等も積極的に活用することで、大都市に住みながら地方のサービスを楽しんだり、地方から大都市への通勤や通学、大都市から地方への移住、二地域居住等、都市と都市や都市と地方にまたがった新しいビジネススタイル、ライフスタイルが生まれる可能性も出てまいります。

そして、3番目は海外からの人や投資の積極的な呼び込みであります。

海外企業は、日本に対して研究、開発拠点としての魅力を感じており、国内の各研究拠点が先進的な研究開発を進めることにより、個性を磨き、拠点性を高め、さらにリニア中央新幹線をはじめとする高速交通ネットワークがつながることで、国内、海外から新たなビジネスを求める人々が集まり連携するナレッジ・リンクが形成される可能性があります。

また近年は、観光が日本経済を牽引する主要産業に成長しつつあり、訪日外国人旅行者の地方への来訪、滞在の拡大は、訪日外国人旅行者消費額の増大につながることから、地域経済の活性化に資するものと考えられます。

図3をごらんいただきたいと思いますが、（パネルを示す）この図は、外国人延べ宿泊者数の地方への波及、人の流れを表すものですが、2017年の地方部での外国人延べ宿泊者数は3188万人泊となり、この5年間で約3.7倍に増加するなど、訪日外国人旅行者の地方への誘客が進んでいます。

次に、図4をごらんいただきたいと思いますが、（パネルを示す）こちらは地方への波及、リピーターをあらわすものですが、リピーターほど地方を訪れる割合が高くなる傾向があります。リニア中央新幹線が開業し、全国に広がる高速交通ネットワークとつながることで、地方へのアクセスが改善され、訪日外国人旅行者のゴールデンルートから地方への誘客がさらに促進されることが期待されるわけです。

そして4番目、災害リスクへの対応です。

30年以内の発生確率が70%程度であるという首都直下地震、70から80%とされる南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化、激甚化、集中化に伴う風水害、土砂災害の頻発等が懸念される中、国民の命と暮らしを守ることが喫緊の課題となっております。三大都市圏は世界でも有数の人口集積地域であり、我が国の国民生活及び経済社会を支える大動脈として、これまで東海道新幹線が三大都市圏間の高速かつ安定的な旅客輸送を担ってまいりました。

図5をごらんいただきたいと思いますが、（パネルを示す）この図は大動脈の二重系化による災害リスクへの対応を表すものですが、リニア中央新幹線の開通は、その優れた速達性と地震災害時の安全性から、東海道新幹線とともに三大都市圏を結ぶ大動脈の二重系化をもたらし、東名、新東名高速道路をはじめとする高速道路等の道路ネットワークと有機的につながることで、国土の骨格にかかわる高速交通ネットワークの多重性、代替性を強化し、持続的なヒト、モノの流れを確保することが期待されます。

また、今後、首都直下地震や南海トラフ地震等による被害を最小化し、迅速な復旧、復興を可能にする観点から、東京圏に集中する人口及び企業の中核機能等の分散や、首都機能をはじめとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備に寄与することも考えられます。

そこでお伺いしたいと思いますが、まず知事に、このスーパー・メガリージョン構想中間とりまとめを受けて、特に先ほど申し上げた四つのリニア中央新幹線による劇的な時間短縮がもたらすインパクトについての感想、特に三重県として、フェイス・トゥ・フェイスコミュニケーションを生かした産業への方向性、移住の関心が寄せられる中での大都市部とは異なる魅力の発信、二地域居住の可能性、訪日外国人等の観光客の地方への誘客への戦略、首都機能をはじめとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備について、今後のリニア中央新幹線の全線開業に向けて、どのような受けとめ方をしてみえるのかお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） スーパー・メガリージョン構想検討会中間とりまとめについての県の施策への影響も含めた受けとめということで、答弁させていただきます。

本県は、これまで全国知事会や他都府県と組織する期成同盟会などの様々な場で、リニア中央新幹線が新たなイノベーションの創出やライフスタイルの変化、旅行関連財の消費拡大等をもたらすものであり、地方創生に不可欠な基盤であることを強く訴えてきたところであります。

今回の中間とりまとめは、こうした私たちが訴えてきた思いが受け入れられる形で、リニア中央新幹線によって結ばれる三大都市圏を我が国の成長力を高める核としつつ、その効果を全国に広く波及させることを念頭に置いて将来の姿を描いたものです。

政府は、これまで国会審議において、リニア中央新幹線の整備により日本経済全体を発展させる旨を明らかにしてきましたが、今回の中間とりまとめは、これをより具体的な形で示したものであると言えます。

これらのことから、中間とりまとめは、国が私たち地方の主張を踏まえたものであり、今後、ここで示された国づくり、地域づくりをともに進めていく上での新たな一歩として期待しているところであります。

本県では、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略において、今後の人口

減少の課題に的確に対応するとともに、地域の自立的かつ持続的な活性化を図るため、県内外の様々な人から選ばれ、人々の交流が深まり、豊かに暮らすことができる三重を目指す姿とし、豊かな自然や観光資源、日本人の精神性につながる三重の伝統、文化等の魅力をアピールして、移住促進や国内外からの観光誘客の促進をはじめとする各種取組を展開しています。

リニア中央新幹線の全線開業と県内中間駅の設置は、こういった三重の姿を実現していくチャンスと捉えています。

例えば、移住施策に関して、テレワークの広がりなどと相まって、若い世代や女性の支援等に注力している本県への移住増加の可能性が高まり、また、観光に関して、オール三重で体験メニューの充実など、より三重が旅の目的地として選ばれるよう魅力的な観光地づくりを進めることで、旅行者数や滞在日数等の増加の可能性もさらに高まるものと考えています。

国のスーパー・メガリージョン構想検討会では、中間とりまとめの内容を踏まえつつ、今後、本県を含む関係自治体や経済団体と意見交換しながら、来年夏ごろの最終とりまとめを目指して検討を進めていく予定です。

本県としましては、リニア中央新幹線の全線開業という大きなチャンスを最大限に生かすためにも、引き続き、国の動向を注視し、検討会における意見交換や各種提言活動等を通じて意見を述べるとともに、本県の魅力を一層磨き上げ、国が講じる各種施策を有効活用しながら、県内各地域の自立的かつ持続的な活性化を図っていきたいと考えています。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） はい、ありがとうございました。今、知事のほうから中間とりまとめを受けての感想と伺いますか、リニア中央新幹線全線開通時における三重県像のようなものを伺わせていただきました。今、中間とりまとめですので、今後の最終とりまとめに向けて地域の声を出していただけるということですので、より具体的な形の中で最終とりまとめができるような形で、また御提言をいただければなというふうに思います。

先ほどこの図6のところの（パネルを示す）リニアインパクトによるスー

パー・メガリージョン形成と地方創生の促進というのがいろんなところで出てくるという話をさせていただきましたが、実はこれが先日、みえ産業振興戦略が改定されるんですが、その中でも同じようなこの図が出てまいりました。

その素案の中で、三重県が避けて通れない潮流として、人口減少、超高齢化社会の到来と若者の県外への流出、第4次産業革命による産業、就業構造の大転換、多様な働き方の拡大、高速交通ネットワークの拡大、世界経済の中心がアジアへシフトなど強く意識していく必要があるというふうに書かれておりました。約10年後の2030年ごろの三重県の姿として、リニア中央新幹線東京―名古屋間の開通を景気に、本社機能を東京から三重県に移転している企業が増加していると記されておりますが、その高速ネットワークの拡大の中では、リニア中央新幹線の開業によって約20年後の三重―名古屋間は約10分、三重―大阪間は約20分、三重―東京間は約60分で結ばれることも示されております。20年後の三重県駅が開通したときの三重県が目指すべき産業の姿や産業の政策の方向性についてはどうお考えなんでしょうか。

この点につきましては、当面、今書いてある名古屋駅ではなくて三重県駅が開通した段階の約20年後という形の中で、雇用経済部長にお伺いしたいと思います。

○雇用経済部長（村上 亘） 三重県駅の開業時の産業等の姿をどのように想定し、産業振興の方向性についてもお伺いしたいということでございます。

リニア中央新幹線の全線開業によりまして、移動時間の劇的な短縮が、時間と場所から人々を解放し、多様な選択肢をもたらしようになると言われております。

そうした中で、東京、名古屋及び大阪の三大都市圏が一体化され、人口7000万人を超える市場規模を有する巨大経済圏が誕生し、三重県はその一翼を担うことが期待をされております。

さらに、リニア中間駅の周辺地域については、多様な人材が活発に行き交うクリエイティブな交流が生まれる、新しい知的対流拠点となるとともに、

新たな居住の選択肢を提供する地域として発展していくことが期待されております。

そのような姿を実現していくためには、中部圏の持つ世界最先端のものづくり機能と、それを支える研究機能の一端を担っている三重県が、さらに個性を伸ばしていくことで、優れた企業や人材、投資を呼び込んでいく必要があると考えております。

例えば、本県の強みでもございますエレクトロニクス関連産業においては、その集積を生かしまして、さらなる競争力強化を促進するとともに、超スマート社会の到来をも見据えたICT人材の育成に取り組むことによりまして、日本一のプレゼンスを維持し、巨大経済圏のさらなる発展に貢献できるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、世界に誇る日本のものづくり機能に加え、巨大経済圏となる三大都市圏を中心としたスーパー・メガリージョンの魅力を生かしまして、海外から企業や人材、投資を積極的に呼び込んでいきたいと考えております。

さらには、時間と場所の制約を受けないビジネススタイルが実現される可能性もございますので、本県の強みを生かして、都市部のオフィスビルとは異なる、のどかで温かな雰囲気の中で新たな発想を生み出せるよう、企業の都市部の拠点で行う業務と同等以上の効果を発揮できるサテライトオフィスの誘致などにも取り組んでいきたいと考えてございます。

このような取組によりまして、人的交流の活発化と地域の魅力に即した豊かなライフスタイルが結びついた新たな拠点として、三重県がスーパー・メガリージョンの一翼を担えるよう、しっかりと取組を進めていきたいと考えております。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） ありがとうございます。みえ産業振興戦略は10年後、20年後に地域社会の担い手である若者、子どもたちに県内の産業で活躍したいと思ってもらえるようなビジョンの基本理念の実現に向けて取り組んでいくというふうに書いてあります。約20年後、リニア中央新幹線が全線開通と

になりましたときに、産業戦略としましても10年後、20年後とステップを見据えた上で構築していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、続きまして次のリニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化の支援強化に関する想ひについてということの質問のほうに入らせていただきたいと思ひます。

図6をごらんください。（パネルを示す）この図は本年5月、平成31年度国への提言・提案の中の8番、リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化の支援強化として国土交通省に提出されたものです。

そこには、課題として、リニア中央新幹線の早期全線開業のためには、東京―名古屋間の着実な事業実施を図るとともに、名古屋―大阪間の早期の事業着手、円滑な実施に向けた準備や体制づくりを沿線自治体等と連携しながら進めることが必要です。また、全線開業に伴い形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を広く行き渡らせて最大化するためには、名古屋―大阪間のルート・駅位置を早期に確定し、リニア駅を核とした広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくり等に速やかに取り組んで地方創生を図ることが重要だと記され、提言・提案項目としまして、リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

具体的には、リニア中央新幹線の名古屋―大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とともに積極的に連携すること。また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、現在の東京―名古屋間の工事等を検証し、各種行政手続の簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。

2、リニア中間駅を核とした在来線や道路網の整備による広域交通ネット

ワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討することとあります。

そこでこの提言に込めた知事の思いにつきまして、国と自治体がどのように連携し、どのような支援策を進めているのかも含めてお伺いしたいと思えます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 国への提言に込めた思いということで答弁させていただきます。

様々な分野に発展の可能性をもたらすスーパー・メガリージョンの波及効果を本県において最大化したいとの思いから、これまで国に対して、一日も早いリニア全線開業の実現と、リニアインパクトを地方再生の起爆剤とするための取組への支援を求めてきたところであります。

一つ目の提言では、名古屋－大阪間のルート・駅位置の選定やその後のリニア事業における行政手続等を円滑に進め、一日も早い全線開業を実現させるためには、これまでの東京－名古屋間事業などを検証し、事前に必要な対策を講じておくことが有効と考え、これを検討するための連携体制の構築を求めています。

このことはリニア特別委員会等でも提案し、昨年度及び今年度の骨太の方針において、建設主体が全線の駅・ルートの公表に向けた準備を進められるよう、必要な連携、協力を行うとの方針を示していただきました。

ここで求めている国とJR東海の連携体制の構築が現時点でまだなされていないことから、引き続き国に沿線自治体も加えた体制の構築を求めています。

二つ目の提言は、リニア中間駅から県内各地へのアクセスを向上させるなど、波及効果を高めるための支援策の検討を求めるもので、リニア全国同盟会や中部圏知事会議等でも同じ趣旨の要望を続けています。

これにつきましては、今回の中間とりまとめを踏まえ、今後、スーパー・メガリージョン構想検討会において次の議題として検討される論点2のテー

マ、リニアの整備効果を引き出すために各地で共通して取り組むべきことの中で、具体策が検討されるよう求めていきたいと考えています。

これら二つの提言に加え、今後は早期全線開業の実現性を高めるための新たな提言が必要と考えています。

早期全線開業という観点からは、名古屋－大阪間事業で最大の課題とされているのが新大阪駅です。

このため、リニア特別委員会等において、大阪府などとともリニア新大阪駅事業の早期着手を求めてきました。

そうしたところ、今年度の骨太の方針において、新大阪駅におけるリニア中央新幹線と北陸新幹線等との結節機能の強化などによる新幹線ネットワークの充実を図るとの新たな方針が示されました。

今後は、この方針に沿って、リニア新大阪駅の環境アセスメントが北陸新幹線に合わせて前倒しされるよう、国や事業者等による連携を求めてまいります。

これら提言・提案を踏まえて、具体的な検討、協議が進められるよう、秋の国への要望においても、しっかりと働きかけていきます。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） ありがとうございます。新大阪駅のことを含めて今後していただくということですので、ぜひともある程度具体的にできるような形の中で進めていただければなというふうに思います。

先ほどの論点2と申し上げますのは、リニア中央新幹線等の整備効果を引き出すために各地で共通して取り組むべきことということでございます。実際、これが一番大切になってまいると思いますので、そちらに向けましてもよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、今、知事のほうから伺いましたけれども、具体的にスーパー・メガリージョン構想検討会中間とりまとめでは、スーパー・メガリージョンの効果をリニア中央新幹線沿線のみならず、広域的に波及させるためには、ターミナル駅と結節する新幹線、在来線をはじめとした交通ネットワークの

強化、中間駅等の新たな拠点を中心とした高速道路ネットワークの強化、空港や港湾とのアクセス強化等、既存交通のストック効果を高め、リニア駅を交通結節の核として高速交通ネットワークの形成が求められています、と書かれております。

御存じのとおり、JRにおきましては今年3月より甲南-柘植間にICOCAが導入され、来年、平成31年春には、南四日市-亀山間に利用エリアが拡大されることとなっておりますが、亀山より四日市方面への関西本線の区間では、交通系ICカードを利用できましても、柘植より上野方面あるいは草津方面では、交通系ICカードを利用して下車することはできません。そして、紀勢本線、伊勢鉄道では、依然としてまだICカードは使えない状況になっております。

また、道路網におきましては、例えば長野県駅、飯田市ですが、では、中間駅と中央高速道路の座光寺PAとの接続も検討されていますが、三重県駅についても何らかの手段を考える必要があります。

そこでこのリニア中間駅を核とした在来線、道路網の整備による広域交通ネットワークの構築について、在来線、道路網の整備について三重県としてどうしていくのでしょうか。

そして、東京-名古屋間では、駅周辺のまちづくりの整備について、県が主導であったり、あるいは市町が主導であったりまちまちですが、今後、三重県としてはどのようなすみ分けをして行っていくのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○地域連携部長（鈴木伸幸） リニア中間駅を核としました広域交通ネットワークの構築ですとか、駅周辺のまちづくりの整備ということで御答弁をさせていただきたいと思います。

リニア中央新幹線の東京-名古屋間の中間駅を有します岐阜県や長野県などでは、2027年の開業に向けまして、リニア中間駅と他の鉄道駅、高速道路とのアクセス向上に向けた取組が進められておるところでございます。

本県では、現在JR東海が最短で2037年ごろとしております全線開業時期

のさらなる前倒しですとか、名古屋―大阪間のルートや駅位置の早期確定に向けた取組に注力しているところがございます。将来的には、本県におきましてもリニア中間駅を核とした広域交通ネットワークの構築を目指す、同様の取組が必要になるものというふうに認識しております。

一方で、人やモノを運ぶ輸送手段は、現在AI等の技術革新による世界レベルでの大きな変革期を迎えておるといところでございます。

我が国におきましても、例えば東京オリンピック・パラリンピックでの実用化に向けまして、国や企業等が総力を挙げて開発を進めております自動運転モビリティですとか、国が新たに空の移動革命に向けた官民協議会を立ち上げて検討に着手をしております空飛ぶクルマなど、現在の交通手段や交通ネットワークの考え方を一変させる可能性を秘めました輸送手段が芽吹いてきておるといところではないかと考えております。

本県がリニア中間駅の位置の確定時に策定を予定しておりますリニアに関する構想ですとか戦略計画では、こういった観点を踏まえまして新たな発想で、広域交通ネットワークや駅周辺のまちづくりのあり方を検討する必要があるというふうに考えております。

また、県と市町の役割分担でございますが、東海三県一市連絡会議等で交通ネットワークなど、リニア効果を県内に波及させるための取組は県、駅周辺のまちづくりなど限られた領域で完結する取組は市町という考え方も聞いておるところでございます。そういうことも参考にしながら、あり方を検討する中で整理していきたいというふうに考えてもおります。

リニア中間駅位置がおおむね確定いたします2023年ごろまでには、自動運転等の新技術によってもたらされます未来像も徐々に形づくられていくものと思われまますので、引き続きアンテナを高くいたしまして最新情報の収集を図っていきたいというふうに考えております。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） はい、ありがとうございます。よく事例を研究していただいて、10年後に焦ることのないように準備をしていただければなという

ふうに思います。

今、一部次の質問の内容に触れるようなことも出てまいりましたが、最後にリニア新時代を見据えた公共交通ネットワークの構築についてお伺いしたいなというふうに思います。

図7をごらんいただきたいと思います。(パネルを示す)この図は本年度の当初予算におけるリニア新時代を見据えた公共交通ネットワークの構築を示すものです。ここに、リニア開業を取り巻く県内外の動きというのが記されておりまして、2027年にリニア、東京-名古屋間、先行開業とリニア、名古屋-大阪間着工、2037年にリニア全線開業と記されています。

そしてその下に、先ほどのリニアインパクトによるスーパー・メガリージョンの形成と地方創生促進が示され、平成30年度の主な公共交通関係事業として、リニア中央新幹線関係費としまして、リニアを核に形成が進むスーパー・メガリージョンの波及効果を三重県において最大化するため、名古屋までの先行開業とその後の全線開業に向けた取組を沿線府県市や関係機関等と連携して推進とあり、東京-名古屋間の開業効果の最大化に向けて、一日も早い全線開業に向けて、全県一丸となって取組の推進を進めるというふうにされています。

その中で、東京-名古屋間の開業効果の最大化に向けては、東海三県一市連絡会議等と連携し、リニア東京-名古屋間開業に伴う時短効果など、将来の三重県の成長の種を調査検討、一日も早い全線開業に向けてでは、三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議の活動を強力に進めるとともに、円滑な環境アセスの実施に向けた検討をJR東海等と連携しながら実施。

全県一丸となった取組の推進としましては、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会を通じた全県体制による活動を展開と書いてあります。

一昨年より東海三県一市連絡会議、三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議での取組が進行中であると思いますが、先ほど一部はございましたが、その部分は省いていただいても結構ですので、これまでの経過と今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

[鈴木伸幸地域連携部長登壇]

○地域連携部長（鈴木伸幸） それでは、東海3県1市及び3府県の促進会議につきまして、これまでの経過と課題を踏まえた今後の方向性ということで御答弁を申し上げたいと思います。

本県では、リニア中央新幹線開業効果の最大化や三重・奈良・大阪ルートを前提とした駅位置の早期確定及び一日も早い全線開業の実現に向け、沿線の府県市や関係機関と連携協力し、二つの枠組みを立ち上げ、積極的に取組を進めておるところでございます。

まず、東海3県1市でございますが、リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議を平成28年度に立ち上げまして、これまで7回の連絡会議を開催し、東京一名古屋間での用地買収、土砂処分や行政手続などの取組におけます課題等の情報共有や、リニア名古屋駅を核としましたリニア波及効果を高めるための連携事業等の検討を進めておるところでございます。

あわせて、今年度はこの連絡会議の協力をいただきながら、本県におけるリニア名古屋駅の波及効果に関する独自調査も実施しているというところでございます。

今後は、名古屋－大阪間の整備事業に生かすため、引き続き情報共有を図りますとともに、リニア名古屋駅の開業効果が東海3県1市に広く行きわたりますよう、各県市が連携をいたしまして名古屋駅機能などについて検討を行い、現在、名古屋市が中心となって進められております名古屋駅周辺の交通基盤関連プロジェクトに反映されるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、三重県、奈良県、大阪府の3府県の関係でございますが、昨年9月に三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議を新たに構築いたしまして、環境アセスメントの円滑な実施に向け、昨年末から各府県とJR東海との意見交換の場を設け、必要とされるデータ等について情報収集を行っておるところでございます。

今後は、JR東海や沿線自治体から得られた情報をもとに、3府県が連携

しながら必要な情報提供を行い、本県における適切なルート・駅位置の選定及び早期確定につなげていきたいというふうに考えております。

加えまして、先ほど知事からも答弁をさせていただきましたが、一日も早い全線開業の実現に向け大きな鍵となります新大阪駅におきまして、リニア中央新幹線の環境アセスメントが北陸新幹線に合わせて前倒しされるよう、3府県が連携して国等に対し働きかけも行ってまいりたいというふうに考えております。

こうした枠組みによりまず連携、協力を進めることによりまして、リニアインパクトの最大化や、リニア中央新幹線の一日も早い全線開業に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） 先ほどの図7をもう一度見ていただきたいと思います。

（パネルを示す）図7のところに、リニア開業を取り巻く県内外の動きの中に、今からのタイムスケジュールとして書かれておりまして、2023年ぐらいにはリニア名古屋―大阪間、環境アセス開始ということがございます。

2037年に向けてまだ19年ありますけれども、まだ19年というよりはもう19年しかないんだという形の中で、今から着実に準備を進めていただければなというふうに思います。

実は先日ある記事を読んでおりましたら、こんなことが書いてありました。

本数や場所が不便、残念な新幹線駅10選というものがございました。あえて、駅名は申し上げませんが、一つ目には、他の鉄道路線との接続がない駅で、パーク&ライド方式で新幹線を利用する利用者には特に問題はないが、在来線との乗り継ぎを考えると不便な駅、そしてもう一つには、在来線の駅とつながってはいるけれど、乗りかえにやや時間がかかる上、新快速も快速も通過なので不便な駅というものでした。

ぜひとも三重県駅につきましてもこのような駅とならないこと、そしてもう発表まで数年と迫っておりますので、単に駅の誘致をするのではなくて、

高速道路網の拡充により産業振興に役立てたり、観光誘客により地域の活性化が進むような三重県駅の設置をお願いしたいというふうに思っております。

今年の質問では、三重県駅ができたときの三重県像のようなものをどう考えるかということを中心にさせていただきました。これまでは担当で言いますと地域連携部が中心であったんですが、約20年後の三重県像がどうなっているか、また20年後の三重県をどうしていくかという観点から質問させていただきました。県庁一体となって考え、早期実現を目指していただきたいなというふうに思います。

また、こういう記事も載っていました。変えてはならないものが歴史観として分かっているならば、何を変えるべきなのかが見えてきます。これはある記事に載ったんですが、これを発言された方、この場にお見えですので、その方は御存じだと思いますが、要る公務員、要らない公務員というテーマの中で二人の知事、二人の市長が語った内容の一部です。もうお名前は申し上げません。

リニア中央新幹線三重県駅は設置することが目的ではなく手段であって、この機会をどう三重県に生かしていくか、それを三重県庁全体で考えていただくことをお願い申し上げまして、リニアに関する質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、次に激甚化、頻発化する豪雨・台風への対応ということで質問させていただきます。

まずは、大規模氾濫減災協議会の設置を受けてということです。

今年、台風第1号が発生したのはいつか御存じでしょうか。実は1月3日です。1年の中での台風の発生日時としては、1951年からの統計史上3番目に早い記録です。その後も発生が相次ぎ、6月29日に発生した台風第7号は平成30年7月豪雨と命名され、7月25日に発生した台風第12号は日本付近にあった高気圧や寒冷渦の影響で三重県に上陸後、ふだんの台風とは逆のルートをたどり、九州地方を南へ縦断した後に屋久島付近で1回転するなど異例の進路をたどり、インターネット上では逆走台風などと呼ばれ話題になりま

した。

8月12日から16日には5日連続で台風が発生し、これは1951年の統計開始以来初めて、台風第9号が発生した7月17日から台風第19号が消滅した8月24日まで約38日間にわたって台風が一つ以上は存在しているという状態が続きましたが、これは史上3位の発生期間の長さとなっています。

こんな中、本年9月12日までに、三重県では、台風、大雨等が原因での災害対策本部が16回設置されています。

国土交通省は、このように雨の降り方が変わってきた現状を新たなステージと捉え、平成27年の関東・東北豪雨を機に、災害を未然に防ぐ土木施設には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものという意識への変化を個々に促し、社会全体で常に洪水氾濫に備える水防災意識社会の再構築を進めるとともに、今後の防災・減災対策の柱として位置づけ、平成27年12月11日に水防災意識社会再構築ビジョンを策定いたしました。

その後、平成28年8月には、台風第10号等の一連の台風によって、北海道、東北地方の中小河川等で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生したため、水防災意識社会の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるために、大規模氾濫減災協議会制度の創設をはじめとする水防法等の一部を改正する法律を平成29年6月19日に施行しております。

直轄管理河川のうち、三重四川に係るものを例に出させていただきます、図8をごらんいただきたいと思います、（パネルを示す）平成28年度に三重四川災害対応連絡会の規約を改訂し、取組方針を策定し、県管理河川については、平成28年度及び平成29年度に各圏域の水防協議会を設立し、取組方針を策定し、平成30年度に新たに直轄管理河川、県管理河川を統合した流域全体を協議する大規模氾濫減災協議会を設置しています。そして、この大規模氾濫減災協議会では、国、県がそれぞれ策定するおおむね5年間の取組方針を生かしながら、両者の取組の中から重点項目などを設置して、協議会で協議、共有するというふうにされています。

ちなみに、鈴鹿川ほか大規模氾濫減災協議会の取組方針は、図9のようになっています。（パネルを示す）①の迅速かつ的確な避難行動の取組としましては、洪水浸水想定区域図の策定、公表を行い、直轄管理河川と四日市圏域の朝明川水系、三滝・海蔵川水系は既に公表され、今後四日市圏域の天白・鹿化川が、そして鈴鹿・亀山圏域では、椋川、堀切川水系、中ノ川水系が今後公表されることになっています。

②の的確な水防活動のための取組としましては、本年5月1日より国土交通省が緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を開始しております。

図10をごらんいただきたいと思いますが、（パネルを示す）これがそれを示すものです。

この図を見てもわかりますように、河川管理者のところに国と書いてありまして、そこに県という言葉は書かれておりません。

一方、河川管理者が実施するハード対策としましては、図11をごらんいただきたいと思いますが。（パネルを示す）

洪水を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策として、堤防表法余裕高部分の張りコンクリートの施工、堤防の天端舗装、堤防裏のりの保護が国管理部分については施工されていますが、こちらについても県管理部分では施工されておりません。せっかく直轄管理河川、県管理河川を統合した流域全体を協議する大規模氾濫減災協議会が設置されているのに、その対策はなぜまちまちになっているのでしょうか。

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信、堤防表法余裕高部分の張りコンクリートの施工、堤防の天端舗装、堤防裏のりの保護について県として今後どのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

また、洪水を安全に流すためのハード対策として、堤防整備、河道掘削、堆積土砂の撤去がなされていますが、たしか三重県では、河川堆積土砂撤去の選定箇所との仕組みが平成29年より運用されていると思いますが、現在、対策の必要な箇所の把握、そして今後どのようなペースで行っていくのかにつ

いてもあわせてお伺いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 洪水情報、危機管理型ハード対策、河川堆積土砂について順次お答えを申し上げます。

氾濫危険水位等の水位設定がされている河川には、洪水予報河川と水位周知河川があります。

国土交通省が管理する鈴鹿川などのように、流域面積が大きく、洪水時の水位予測が技術的に可能な河川は、洪水予報河川に位置づけられています。

一方、三重県が管理する河川のように、流域面積が小さく、水位上昇速度が速いため、洪水予報を行う時間的余裕がない河川は水位周知河川となっています。

このような河川の特性から、国土交通省では、洪水予報河川について携帯電話の緊急速報メールを利用して、洪水情報のプッシュ型配信を行うこととしています。

県管理河川では、現在、防災みえのホームページによる水位情報の発信に加えて、配信登録をしていただいた方には、水位情報の配信も実施しています。

また、氾濫危険水位等の水位情報は、各市町に県から直接情報を通知し、市町における避難指示等の発令に活用していただいています。

水位周知河川において、プッシュ型配信を行う場合には、対象範囲が限定的であるにもかかわらず、洪水情報が市町全域に配信されることや、水位の上昇下降による変動が激しく、洪水情報が何度も配信されるなどの課題があります。

このため、プッシュ型配信の導入も含め、住民への周知の方法について、国土交通省や他県の水位周知河川における取組状況を参考にしながら、検討していきたいと考えております。

次に、危機管理型ハード対策についてでございますが、河川堤防の天端舗装や裏のりの補強などといった危機管理型ハード対策は、堤防整備に時間が

かかる区間において、今ある堤防から水があふれた場合でも、堤防が壊れるまでの時間を少しでも引き延ばし、避難するための時間を確保する工夫として、堤防を粘り強い構造にするものです。

県管理河川では、抜本的な河川改修を必要とする区間が多いことから、流域全体の治水安全度の向上のため、河川改修を優先して実施しています。

県としても、危機管理型ハード対策の有効性は認識しており、過去に氾濫した事実のある二級河川朝明川において対策を実施しています。

今後も重要水防区域等の危険度の高い区間や、緊急性の高い区間については、大規模氾濫減災対策協議会の取組に位置づけ、対策を講じていきたいと考えています。

最後に、河川堆積土砂の撤去につきましては、河川堆積土砂の撤去が必要な箇所や堆積土砂量は出水状況により変化しますが、平成29年度末で280河川、481箇所で約177万立方メートルと推定しています。

平成29年度は、河川事業と砂利採取制度を活用し、58河川、72箇所で約24万立方メートルの堆積土砂を撤去しました。

平成30年度についても、平成29年度と同程度の約25万立方メートルの堆積土砂撤去を見込んでいます。

なお、異常出水で発生した堆積土砂については別途、災害復旧事業で撤去してまいります。

以上でございます。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） おのおのの立場でおのおのの河川の状況があつて、できやんということはわかります。

しかしながら、県民からしますとどこが県管理区間で、どこが国管理区間かわからんという状況もあります。

ちょうどこの大規模氾濫減災協議会が創設された目的というのが中小河川等も含めた氾濫に対応するということでございますので、おのおのの場所によって工法は違うかもわかりませんが、ぜひとも連携していただいて、県民

から見てどこが国や、どこが県や、どこが市やと言わずに、全ての情報がわかるような形で一步でも前に進んでいただきますように、最後に進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、最後に防災情報の配信についてをちょっとお伺いしたいと思います。

図12をごらんいただきたいと思います、（パネルを示す）先ほど緊急メールのことを申し上げましたけれども、三重県では平成15年度から登録者に電子メールで気象情報、地震・津波情報等の提供を行う防災みえ、J P、防災情報メール配信サービスが提供されています。

そして、昨年6月からツイッター、そして本年6月からはLINEによる情報提供がされておりますが、このようにそれが一覧となっております。ぱっと見ると、いろんな手段があると思うんですが、これ、よくよく読んで見ますと、おのおのの内容が違うということです。

まず、その手段によってなぜ内容を変えてあるのか、そしてもし変えてあるとすれば、それがもう少しわかるような形で周知をしていただくとありがたいんですが、その方法についてお伺いしたいというふうに思います。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、各情報発信ツールの違いとその理由等について答弁申し上げます。

県では、台風等への事前準備や避難行動に役立てていただけますように、ホームページによる気象情報の発信に加えまして、いわゆるプッシュ型の情報発信ツールとしまして、登録制のメール、ツイッター、LINEを活用した情報提供を行っております。

このうち、登録制のメールは、気象台の発表する警報などを利用登録した方に逐次自動的に配信するもので、利用する側が必要な情報を選択して受信できるようになっています。

一方、ツイッター、LINEにつきましては 台風接近等に留意すべきことなどの身近な情報を職員が独自で作成したわかりやすい文章で伝える点に

特徴があります。

これらは、利用する側で情報の取捨選択ができません。そこで伝達する情報が多くなり過ぎないように留意する必要がございまして、現在のところ、LINEが最も内容を絞った、ほぼ注意喚起に特化したような運用になっています。

こうした各ツールの運用方法、内容につきましては、随時見直すことが必要と考えておりまして、今後とも県民の皆さんの声などを踏まえて改善に努めていきたいと思っております。

周知についても頑張ってやっていきたいと思っております。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） どうもありがとうございました。

ちょうど一昨日もみえ風水害対策のシンポジウムがありました。その中でも今年、LINEができて非常に見やすいという声がたくさんあったのですが、やはりほとんどの方がLINEとツイッターの違いをわかってみえないということですので、今後とも改善していただきまして、ますます進めていただきたいと思えます。

以上で終わりたいと思えます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前田剛志） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時2分開議

開 議

○副議長（前野和美） お疲れさまでございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。20番 東 豊議員。

〔20番 東 豊議員登壇・拍手〕

○20番（東 豊） 尾鷲市・北牟婁郡選挙区選出の東豊でございます。9月25日の午後のトップバッターとして登壇をさせていただきます。

午後からということですので、少し気分も緩やかかと思いますが、せっかくなので、冒頭にお話ししたいなということのをさっきちょっと思いついたのでお話ししますと、先ほど長田議員がリニアについての質問をかなり熱心にされました。実は私、長田議員とは議員ではなくて一般の立場でリニアの話を初めて聞かせてもらったのが多分、御本人言われたんで30年ほど前からだと。立場は異にしましたけれども、大変リニアについての熱意があって、今日の一般質問は45分かかれて資料が12枚あったんですね。さすが、熱が入っているなと思ったんですが、実は今から始まる私の一般質問は13枚でして、1枚勝ったなと思いましたが、実はよくよく見てみますと、長田議員の資料は番号が振ってありまして、資料1とか資料2とか書いてあって、私のはなくて非常に煩雑になろうかと思いますが、1時間、一般質問させていただきたいと思います。私もその当時からですが、子ども子育てとか、それから今の地域の実情とかに合わせて一般質問項目を通告させていただきましたので、よろしく御答弁をお願い申し上げたいと思います。

まず初めに、外国人労働者の現状と課題と対策についてでございます。

外国人技能実習生と外国人留学生の就職支援についてであります。今年、安倍内閣におかれましては、6月15日にいわゆる骨太方針というのが掲げられました。新たな外国人材の受け入れを促進するための新たな在留資格を創設するとございます。

特に中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済、社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているという認識です。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性の向

上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的、技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性、技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要があるとありました。

このため、ここがみそですが、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受け入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職をさらに円滑化するなど、従来の専門的、技術的分野における外国人材受け入れの取組をさらに進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組むとありました。

外国人技能実習制度は平成5年に始まり、昨年11月には人権侵害への罰則を設ける一方、在留期間を3年から5年に延長しました。そして、技能実習適正化法が施行され、受け入れを拡大し最長10年、日本で働けるようにする方針が示されているところです。

さらにその骨太方針では、新たな在留資格、特定技能を創設し、農業、介護、建設、造船、宿泊の5分野に加え、水産や物流、製造業の一部などに拡大する方向で検討を進めているとのこと。人手不足が深刻な労働市場の実態に合わせた措置だということですが、そして東紀州地域で言いますと、少子高齢化、過疎化が急激に進んで、地元企業では特に水産業、漁業、水産加工業などの業種において、労働力確保が大変大きな課題となっているところです。技能実習生をはじめとする外国人労働者なしには企業経営が成り立たないところまできているのが実態です。

そこでお尋ねをいたしますが、県内事業者で外国人技能実習生を受け入れ希望の業種や、その要望について調査を行っているかどうか、その要望を受けて国あるいは関係機関に働きかけを行っているかどうかをまずお尋ねします。

あわせて技能実習生だけでなく、定住外国人や外国人留学生、外国人高校生への就職支援についても中長期的な観点から対策を講じるべきだと思いますが、これについての三重県として今後の取組をお尋ねいたします。

ちょっと資料をお示しします。13枚の1枚目ですが、（パネルを示す）これは2017年度の数字であります、明らかに技能実習生の数字が増えてきておりますし、来年度以降、さらに飛躍的に伸びてくるのではないかと。三重県の在留外国人数が4万9000人ですので、これは全国でも三重県は4位なんだそうです。数の上からするとですね。

そんなことも含めて、これから飛躍的に恐らく増えていくのではないかなという予測でございます。御答弁をお願いいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 外国人技能実習生と外国人留学生の就職支援についてお尋ねでございました。

本県では、昨年10月末時点で外国人を雇用しているとして届出のございました事業所は3039カ所でございます。平成19年に届出が義務化をされて以降、過去最高を更新しているという状況でございます。

一方、雇用情勢が改善を続ける中、中小企業をはじめとする県内企業では、労働力不足が顕在化をしております、特に、農林水産業や介護、建設、宿泊などの業界では深刻な状況となっております。

現在、国においては新たな外国人材の受け入れ制度が検討されていることから、全国知事会として、新たな在留資格の創設に当たっては、地域の実状を踏まえ、外国人労働者の受け入れ業種を拡大するよう、国に提言したところでございまして、本県からも積極的に働きかけをしたところでございます。

県では、各業種や職種における外国人労働者の受け入れニーズが一定程度あることは把握はしてございますけれども、詳細はまだ捉えてきていないというのが現状でございます。

今後は、事業所訪問や経済団体との意見交換等を通じまして、ニーズをしっかりと把握するとともに、県内の産業構造や雇用需給状況を踏まえながら、地域の実状を国に対して伝えるとともに、国の動向も注視をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、外国人留学生の就職支援についてでございます。

本県の高等教育機関における外国人留学生数は、近年増加傾向にございまして、平成29年度は前年比102名増の967名となっております。

一方、全国の統計ではございますけども、大学に在籍をします外国人留学生の7割が日本での就職を希望しているものの、実際に就職できているのは3割台にとどまっているということでございます。

労働力不足が深刻化する中において、一定以上の日本語能力を有する外国人留学生を雇用することは、留学生の希望をかなえるだけでなく、県内企業の人材確保などに貢献するものと考えております。

こうしたことから、外国人留学生に対しては、三重労働局と連携をいたしまして、おしごと広場みえ内のみえ新卒応援ハローワーク留学生コーナーにおいて、就職相談や履歴書、エントリーシート等の添削、面接練習など、各段階で多様な就職支援を行っているところでございます。

今後、外国人留学生の県内での就職がさらに促進されるよう、三重労働局や高等教育機関等との連携をより一層深めながら、外国人留学生一人ひとりに応じたきめ細かな相談支援の拡充とともに、企業側の受け入れ態勢の整備促進などについて検討していきたいというふうに考えてございます。

[20番 東 豊議員登壇]

○21番（東 豊） 御答弁いただきましてありがとうございます。細かい詳細なニーズはこれから把握するということであるわけですが、6月に骨太方針が出された後、各マスコミはこれについてもう毎日のように記事が出ていました。

私は地元の関係者にちょっとお伺いしたんです。あるいは、自民党の要望聞取会という場で、外国人雇用についていかがですかと各事業主とかにお尋ねをしましたら、非常に熱心に働いていらっしゃる方も大勢いらっしゃる。これがなくなるとはうまくやっつけられないんだというようなこともおっしゃっていましたが、私どもの地域では、特に水産関連の事業者が多くございます。加工も含めて。そして、例えば漁業ですと定置網とか、あるいは養殖とかという関係業種も非常に細かい業種に分かれていまして、この外国人研修制度

というのは、非常に幅の狭い厳しいジャンルで申請許可ができていますので、早急にニーズをとっていただいて、要望を把握して緩和に、今の最新情報でも広げていこうとしていますので、取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に移りますが、例えば、このことについて言いますと、水産加工会社で技能実習生が例えば3年間働いて、一旦帰国します。中国ですが、一旦帰国して、もう一回、三重県がよいというので三重県の留学生として大学に入られて、その後、引き続き三重県内に就職したいという希望が個別具体で私、お話ししたことがあります。そういった人たちに対してやっぱりきめ細かく、外国人研修生もですけども、学生の人もそうですけれども、都市部ばかりに移住するんじゃなくて、行くんじゃなくて、やっぱりちゃんとしっかり三重県に残ってもらうような施策が必要なのではないかなというふうに思います。

これは答弁は要求しませんが、既にグローバル人材育成センターみたいなものが、ハローワークとおっしゃいましたけれども、そのようなものが埼玉県では設置をされていて、トータルにいろんなサポートをしていく、情報交換ができる、あそこへ行けば何かいろんな仲間づくりができるということで、質の高い外国人労働者の獲得に向けた取組が行われているという実態がありますので、ぜひその辺も研究をしていただいて、早期に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の項目、2番目です。多文化共生社会づくりの今後の取組についてお尋ねをします。

先ほどは入り口の問題で課題はもう一つあります。資格という入り口だけではなく、外国人が日本に入った後に社会に溶け込むための政策に取り組むべきだと思います。積極的にですね。三重県も外国人に選ばれる県の実現に向けて、外国人の生活という面に配慮が行き届いた対策、とりわけ日本語教育、生活の困りごと相談、医療機関の受け入れ態勢、災害時の外国人支援などの充実が欠かせないところです。

これらの課題について多様な人材が地域社会の担い手となる多文化共生社会に向けたこれまでの取組と、これから以降、なおかつ増えていくわけですから、予測されるわけですが、今後の対策についてもお尋ねをいたします。

これ、本当は切りたかったのですが、続けて申し上げますけど、ここに資料がございます。映写資料。（パネルを示す）これは新政みえの藤田宜三議員も去年でしたか、質問をされていまして、ほかの方もいろんなところで、この多文化共生社会についての取組については御質問されているところですが、この多文化共生社会の取組というのは、今のグローバル社会に向けたということであるとか、ダイバーシティというところがあるわけですが、具体的な予算的には非常に減ってきたということがございます。

これにつきましては、予算があるからできるという、予算がないからできないということではないとは思いますが、やっぱりこう具体的にいろんな課題が見えてくる中で予算づけが、まずやっぱり大事だというふうに思います。人手不足の解消と引きかえに、日本の政府、日本の国全体も県もそうです、人手不足の解消と引きかえに教育や治安のコストを地域やボランティアに任せてしまうという危険性を感じるのは、私だけではないというふうに思っています。

そこいらについて御答弁いただければと思います。よろしくをお願いします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 多文化共生社会づくりに係る現状と課題、そして今後の取組につきまして御答弁させていただきます。

我が国において、人口減少や高齢化が進行する中、地域経済を支える貴重な人材としてだけでなく、地域社会の重要な構成員として、外国人住民への期待は高まっているところでございます。

県においては、三重県多文化共生社会づくり指針に基づき、地域の日本語教室で活動する日本語指導ボランティアへの支援や、多言語ホームページによる情報提供、医療通訳の育成、災害時の外国人住民支援など外国人住民が地域社会の一員として安心して暮らせるよう、各種の対策を講じているとこ

るでございます。

また、外国人住民が多く在住する市町においては、日本語教室の開設、生活オリエンテーションの実施、通訳者の配置など多文化共生推進施策が進められ、日常的な生活支援を行う一定の体制が整ってきております。

国では、外国人材の受け入れを拡大する方針を受けまして、本年7月、関係閣僚会議におきまして、外国人材の受け入れ、共生のための総合的対応策が決定されました。この対応策では、日本語教育の充実、行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備、医療サービスの提供、労働環境の整備など様々な分野で、外国人との共生社会の実現に向けた取組を強化することとされております。

県内におきましては、外国人の定住化が顕著になるとともに、近年では、ベトナム、インドネシア、ネパールなどアジア諸国出身の住民が大きく増加してきております。

今後も外国人材の受け入れ拡大に伴い、在留する外国人の多国籍化はますます進展するものと考えられ、言語や習慣等の違いから、教育、防災、医療、就労など様々な課題の発生、増加が懸念されております。

現在、国では、総合的対応策に基づく具体的な取組が検討されておりますので、県としましてはその動向を注視しつつ、今後より一層、諸外国の文化、習慣に対する県民の理解を促進するとともに、外国人住民が地域社会の担い手となるような取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

また、市町への支援につきましては、県と外国人住民が多く在住している市町で構成する県市町多文化共生ワーキング等の機会を通じて、課題の共有や、先進的な自治体の取組に関する情報共有を行っております。

今後、外国人材の受け入れが拡大する市町の増加が見込まれることから、こうした市町に対し、国の取組に関する情報提供を適切に行うとともに、多文化共生ワーキングへの参加の働きかけや、情報共有などを通じて、市町の取組を支援していきたいと考えております。

[20番 東 豊議員登壇]

○20番（東 豊） ありがとうございます。ぜひ雇用経済部と、それから今の環境生活部が共同しながら取り組む課題だと思しますので、取組をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

午前中、中川議員が観光客のインバウンドの話が持ち上がりました。2030年とか2040年とかというところで、外国人観光客が大変増える。1億2000万人、日本人がいて、そのうちの半分、五、六千万人が旅行されるというふうに言われています。五、六千万人です。だから、外国から五、六千万人のお客さんが来たら日本人よりも旅行者が増えるわけですね。それが2030年だと言われるんです。それが日本人については2泊、年3回旅行するんだというデータがございますが、つまり何を言いたいかということ、観光客について言うと、やがて日本人の観光客より外国人の観光客が多くなる、それに対しては受け皿が必要だ。あわせて、ここの労働力の部分でも定住の、特に我々の地域は基礎人口が少ないですから、働く人が少ないですから、それに見合う形で受け入れとなると、そういうのが増えてくるわけです。そうなったときの社会づくりをぜひ取り組む必要がある。

ことわざに、こういう言葉がございます。新しい酒は新しい革袋に盛れという言葉がございます、これ新しい文化とか新しい人たちが入ってきたときには、やっぱり窮屈な制度では窮屈だというふうなことで、破れてしまうという意味があります。日本の外国人政策というのはある種、ターニングポイントを迎えていると私は思っています。三重県においても望ましい外国人材の受け入れのあり方など、多文化共生への新たな基盤づくりが急務だと思います。よろしく願います。

お願いして、次の項目に移ります。

大きい2番目ですが、子ども・子育て支援への取組についてでございます。テーマを四つほど挙げました。早産と低出生体重児についてでございますが、少し原稿を書き込んできたので読ませさせていただきます。

日本の低出生体重児の出生率、先進国の中でトップクラスなんです。日本では、1980年代以後、低出生体重児、早産ともに年々増加し、2000年代に

なって横ばいとなりました。2015年の国内の低出生体重児の割合は9.5%、早産児は5.6%となっています。

(パネルを示す) これがデータです。このデータは、三重県には実はなくて、厚生労働省に直接、母子保健課に行ってお話を聞いたものであります。相当昔から、50年、60年前からのデータであります、見てわかるとおり、一番低いときと今と比べると倍ぐらい。つまり、10人に一人は低出生体重児であるということがおわかりだと思います。

開発途上国では、経済状態や衛生状態の影響で低出生体重児の出生率が高く、乳児死亡率も高いのですが、これは当たり前の話だと思いますが、日本の低出生体重児の出生率の高さというのは、OECDの中で最も突出して高いと言われています。にもかかわらず、乳児死亡率が極めて低い、これは高度な医学が発展している、体制がつくられているということだと思います、特異な状況です。

なぜ日本で低出生体重児の出生率が高いのか明らかではありませんが、女性の痩せだとか高齢出産が多いとか、受動喫煙を含めた妊婦を取り巻く環境によって子宮内の発育が抑制されているなどが推測されているとのことでした。2500グラム未満が新生児の場合は、NICUに入って保育器で治療を受けますが、様々なリスクがその分伴うんです。

また、今回の一般質問の準備の段階で、いろいろ聞き取りをさせていただきました。複数の医療機関の関係者から聞き取ったところ、妊娠30週未満の早産児の約半数が何らかの障がいを持つ可能性があるというふうにおっしゃっていました。低出生体重児についてもそのリスクが高いとおっしゃられていました。数字的にははっきりされてませんが、そのリスクが高いというふうにおっしゃっていました。

その現状と課題があるので、県としてどういう認識をされているのか、あるいは対策があるとする、どういうところを対策されようとしていますか、お尋ねいたします。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） 議員のほうから低体重児の出生や早産の現状、それからその対策についてお尋ねでありました。お答え申し上げます。

早産の原因として最も多いのは、胎児を包んでいる膜が細菌感染により炎症を起こすことによるものです。

また、子宮内での体重増加不全は、胎児自身の異常によっても起こりますが、妊婦の喫煙のほか、低栄養状態や飲酒が原因となる場合もあります。

本県の過去29年のデータを見ますと、出生数は平成元年、1万8182人から平成29年は1万2663人と5519人減少する一方、低体重児の出生数や出生割合は、議員御紹介のとおり、増加しております。

ただし、近年の過去15年間の推移では、低体重児の割合は9%前後で推移しており、大きな変動はない状況です。

このような状況のもと、まず市町の取組についてですが、早産や子宮内での胎児の発育不全を予防するためには、日常生活における体調管理に注意を払うとともに、定期的な妊婦健診以外にも、異常を感じたら速やかに受診することが重要です。

市町では、母子健康手帳を交付する妊娠届の提出時に、妊婦に対して、保健師や助産師などが県内統一のアンケートを使用して、個別に体調や心配ごと、家庭環境を聞き取り、妊娠生活のプランを立てています。

また、妊婦の健康と胎児の健やかな発育のため、母親教室などを活用し、体格別の推奨される体重増加量や貧血予防及び妊娠高血圧症候群の予防など、妊娠時の栄養指導を行っています。さらに14回の定期的な妊婦健康診査の受診勧奨、感染症予防や禁煙、禁酒などの生活指導も実施しているところです。

そのほか、産科医療機関から、指導が必要な妊婦の情報の提供があった場合は、相談指導や訪問指導も実施しています。

次に県では、市町における母子保健事業の中心となります保健師、助産師、看護師等の資質向上が重要と考えており、市町職員に対する母子保健コーディネーターの養成研修を実施しているところです。

今年度は5月に、周産期医療だけでなく、福祉制度等についても幅広く知

識を得られるよう、周産期医療の最新情報や保健指導の留意点などに関する研修を開催しました。

また、12月、1月にも乳幼児事故の対策等の研修を予定しております。

さらに、各市町で実施する事業を評価し、事業の改善に生かしてもらうために、市町実施のアンケート結果を収集、集計し、取りまとめた結果を市町に情報提供しています。

今後とも、県医師会をはじめ各関係機関とともに連携し、各市町の母子保健従事者への研修を充実するとともに、市町におけます母子保健事業への支援に努めていきます。

以上でございます。

[20番 東 豊議員登壇]

○20番（東 豊） いろいろ調査をしますと、母子保健法というのがございます。それから、児童福祉法というのがございます。母子手帳を交付したときは、市町のもちろん役割でするので交付しますが、その後、14回ですか、健診があるわけですが、それは産科医のところに行くわけですね。そうすると、市町の窓口を通らないという実態、出産するとまたちょっと変わるんですけども、変わらないと。つまり、切れ目があるかないかと言われれば、現時点では切れ目があるんじゃないかなという予測がございます。つまり、後で申し上げますが、切れ目のないサポートがぜひ必要だということで申し上げたいので、ちょっとそこだけ今の御答弁を踏まえて感想を申し上げました。

2番目ですが、産後鬱と育児ノイローゼについてです。

これは妊産婦の自殺についてというテーマで重たいテーマであります、ちょうど20日前ですが、9月5日に国立成育医療研究センターというのがございますが、そこがマスコミ発表されたものが非常にショッキングでございました。それは人口動態統計、死亡、出生、死産から見る妊娠中、産後の死亡の現状というのがあって、死因のトップが自殺という非常にショッキングなことでした。各新聞社が捉えて報道されていまして、私も直接、5日後でしたかね、ちょっとアポイントメントをとりまして直接どんなことかと

思っすごく心配して聞きに行ったところです。

そうしましたら、全国で年間50人、2年間で100人とおっしゃったので、県別はないそうです。これはデータとしては母数が少ないので出せないということもあるらしいのですが、そういう統計のとり方をしていないということでした。

女性が妊娠中から産後1年未満に自殺しているというデータでございます。子育てへの不安やストレスによって起こる産後鬱が原因と考えられますと言っておられましたが、身体だけの検査でなく心の問題も気軽に相談できるような、医師や行政機関などへの相談を呼びかけているということでした。また、具体的に産後の健診や、助産師や保健師による自宅訪問など育児や生活への不安について救い上げるために、妊娠、出産から育児へと切れ目のない地道な取組が重要だということでもございました。

このデータは、ちなみにイギリスのリンケージをもとにして日本で適用したらしいです。死亡診断書をもとに分析をされたそうです。その担当の方がおっしゃっていました。地道な取組ですねということでした。

そこで県としては、これらの現状把握と対策についてどのような対策をお持ちか、それで御答弁をいただきたいと思いますが、少し時間の関係でちょっと前置きに次の関連もあわせて申し上げます。

また、平成30年度からは国庫補助事業に変わりました産後ケア事業というのがございます。（パネルを示す）これは県単でつけていた事業が予算がなくなっただけでどうしたのと言ったら、国がやるようになりましたということで、平成30年度から取り組んでいるわけです。これ、29市町の取組実績を書いたものですので、県が一生懸命啓発して取り組んでいただいているんだなということで評価をいたします。22市町まで増えてまいりました。全市町、取り組んでいただければいいと思うんですが。

しかし、窓口は設置したが、実際の実施の数はどれだけあったのかと確認しましたら、11市町にとどまっております、何と利用者が71人ということでした。これはまだまだ情報発信が十分でないことと、それから潜在的ニ-

ズの掘り起こしが必要なのではないかなというふうに思います。これらについて御答弁をいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 私からは若年層の女性の自殺の現状と自殺防止対策をお答えさせていただいて、その後、産後鬱の関係を答弁させていただきます。

まず現状であります、本県の自殺者数は、10年前の平成20年が379名でしたが、平成29年では305名と傾向としては減少傾向にあります。

また、男女比の状況を見ますと、女性の自殺者は男性に比べて少なくて全体の約3割という状況でありまして、若年層、これは39歳以下ということですから、他の年代に比べて少ない傾向にあります。

しかしながら、平成29年の厚生労働省の報告書において、妊産婦は、同世代の女性に比べて健診などで定期的に医療機関を受診する機会が多いにもかかわらず、自殺死亡率が高いということが報告されておりますし、議員からも御紹介いただきました、国立成育医療研究センターにおけます調査でも、1年間で357名がお亡くなりになった中で、自殺が102名という状況であったということも報告がされておるところでございます。

このような状況に対応するため、平成30年3月に改定をいたしました第3次三重県自殺対策行動計画に基づき、若年層の自殺防止対策として、こころの健康センターに設置しております自殺対策推進センターや、県立こころの医療センターに設置をしているユースメンタルサポートセンターM I Eにおきまして、相談窓口を設けまして本人や家族からの相談等を行っておりますところでございます。

また、各保健所におきましても、こころの健康相談でありますとか研修会の開催、啓発活動なども行っておりますところでもあります。

自殺死亡率が高い妊産婦への支援については、やはり産後鬱の症状の早期発見や適切な治療のための支援、そして乳幼児健診を通じた、育児の悩みを抱える母親への支援などについて、母子保健事業を実施しております子ど

も・福祉部と連携して取組を進めてまいります。

引き続き、第3次三重県自殺対策行動計画に基づきまして、関係機関と連携を図りながら、若年層の自殺防止対策を進めますとともに、自殺対策基本法におきまして、今年度、各市町でも自殺対策計画を策定することが義務づけられましたので、全県を挙げて取組を進めてまいります。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） それでは、私のほうから産後鬱や育児ノイローゼ防止のための取組についてお答え申し上げます。

まず産後ケア事業についてでございますけれども、産後の体調に不安がある、核家族で育児の支援者がいない、育児不安等が強いなど、休養やケアが必要な産婦に対しまして、産科医療機関や助産所等における宿泊や助産師等が訪問することによりまして、心身のケアや育児支援を行うものでございます。

この事業は、平成26年度に国のモデル事業としてスタートしまして、翌年から国補事業となったということでございます。

実施の市町は、先ほど御紹介ございましたけれども、年々増加しており、本年度は22市町となっております。来年度には新たに4市町で実施を予定されているなど、着実に実施市町は増加しているところでございます。

また、妊産婦の不安や孤立感を解消し、安心して出産、育児に臨めるようサポートするため、研修を受けた子育て経験者、母子保健推進員等が悩みを聞き、相談支援を行う産前・産後のサポート事業も、先ほど少し少ないという御指摘もございましたけれども、11市町が実施しているところでございます。

一方で、日本では妊産婦の自殺率が高いという研究結果を受け、産後間もない時期の支援を充実させる必要性が認識され、平成29年度から産後鬱のスクリーニング検査を含めた産後2週間及び1カ月の産婦健康診査事業が開始されたところです。県内では、現在8市町が実施をしています。

県としましては、市町でのスムーズな導入を目指し、県医師会や精神科病

院協会等の御協力を得て、県内のどの産科医療機関で受診しても同様の内容で健診が受けられるよう、統一の健診票を作成しました。

また、産婦健診の項目の一つである、産後鬱のスクリーニング検査を実施している産科医療機関が少ないということ、支援が必要な産婦には速やかな対応が必要なことなどから、医療従事者向けのマニュアルを作成したところです。

県としましては、産婦のメンタルヘルスは、子どもの安定した育ちにも大きな影響を与えることから、いかに切れ目なく妊産婦を支えていくかが重要と考えています。

そのために、今年3月に、医師、保健師、助産師などを対象に、産婦健康診査や妊産婦のメンタルヘルス等についての研修会を実施したところです。

加えて、昨年度、保健所におきましても、管内の市町保健師に対して、研修会や事例検討を4回実施してきたところでございます。

そのほかにも、平成19年から三重県医師会、産婦人科医会、小児科医会、精神科病院会、三重県が協働して、みえ出産前後からの親子支援事業にも取り組んでいるところです。

そして、今年11月には、健やか親子21全国大会を県総合文化センターで開催し、産前、産後の母子支援をメインに講演や意見交換を行うこととしています。

今後とも、妊娠から出産、産後における様々な事業を活用しながら、切れ目なく支援が提供できるよう、より一層の市町への支援の充実を図っていきます。

以上でございます。

[20番 東 豊議員登壇]

○20番（東 豊） 丁寧な御説明をいただきましてありがとうございます。

一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと時間の関係で先を急ぎます。

3番目であります。野外体験保育の取組についてを質問させていただきます

すが、これは森と自然の育ちと学び自治体ネットワークという、ちょっと長いネットワークなんです、これに三重県も加入していただいているということで、少しそこを質問させていただきます。

県では、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重を目指して取組を進めているところですが、平成27年度には県少子化対策課が行った野外体験保育の実態や有効性について調査し報告がなされています。

(パネルを示す) これ、映写資料がございまして、三重県は頑張っていますということで取組をいただきました。

県内幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園が公立私立合わせて約600保育施設以上ありますが、85%の回答率のアンケート調査からわかったことですが、自然体験保育の実施の頻度が低い施設に比べて頻度の高い施設のほうが、自ら進んで何でもやるという園児が見受けられる施設はるかに多いという結果でした。

つまり野外体験保育によって、自ら進んで何でもやる、様々な情報から必要なものが選べる、自分に割り当てられた仕事はしっかりやる、人のために何かをしてあげるのが好きなどが高められているという結果でした。

また、県内の半分近くの保育施設がもっと野外体験保育に取り組む必要があると感じているということでした。

平成26年度に国立青少年教育振興機構が行った、青少年の体験活動等に関する実態調査では、自然体験が多いほうが少ないほうと比較して自己肯定感が倍以上高いとの報告もされています。

そのことを受けて、次の資料ですね。(パネルを示す) 三重県がやっている事業ですが、平成28年度、29年度にモデル園を指定してアドバイザー派遣を行い、野外体験保育の普及を図る取組や、今年度についてはアドバイザー派遣、指導者養成講座6回、保育者養成講座全6回の人材育成講座を開設しているところです。

これら講座の実施状況や参加者の反応などを踏まえて、次年度以降の取組、ここを質問したいんですが、来年度以降、どうされるのかということであり

ます。

例えば、全国的に先ほど申し上げた森と自然の育ちと学び自治体ネットワークへは、三重県、名張市、熊野市、いなべ市、大台町が加盟しているところですが、中身はそれぞれ温度差があるかと思えます。先進県の長野県ですが、先日行ってまいりまして、自然保育認定制度があり、週15時間以上の体験活動するのを特化型、5時間以上を普及型に分類されていて、ここいらが人材育成と情報発信、財政支援の3本柱で取り組んでいるというところ です。お答えをいただければと思います。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） 野外体験保育の取組についてお答えを申し上げます。

県では、野外を中心に、地域の自然を活用し、体験活動を取り入れた保育や幼児教育を野外体験保育と定義し、子どもの生き抜いていく力を育むために、その普及を進めています。また、今年4月に施行されました保育所保育指針においても、幼児期の終わりまでに育てほしい姿として、自然とのかかわり・生命尊重が挙げられており、野外体験保育は幼児の資質、能力を育むためにも、有効なものであると考えております。

具体的な取組として、平成28年度から、野外体験保育に取り組もうとする保育所等に対して、実情に応じた支援を行うアドバイザーを派遣したり、幼稚園教諭、保育士、市町担当者等を対象として事例研究や交流の場を提供しています。今年度は、これらの取組に加え、野外体験保育に主体的に取り組もうとする保育士や幼稚園教諭等を対象とした野外体験保育者養成講座や、キャンプ場等の野外施設の職員を対象とした、野外体験保育指導者養成講座を実施して人材育成に取り組んでおり、広く継続的に野外体験活動を実践する保育所等を増やすことを目指しています。

今後は、現在実施している講座を受講した人材の所属する保育所等やアドバイザーの派遣を受けた保育所等で公開保育、事例発表を行い、その周辺地域の保育所等への野外体験保育に関する理解を広めるとともに、引き続き、

アドバイザーの派遣や講座受講者のスキルアップも実施していきます。

なお、本県においては日常的に野外体験保育を実践している保育所等がまだまだ少ない現状であるため、普及、啓発や指導者となる人材の育成が最優先の課題であると認識しているところです。

まずは、これまで取り組んできたことを踏まえ、県内において野外体験保育に取り組む保育所等を増やし、裾野を広げていくことに注力していきたいと考えております。

以上でございます。

〔20番 東 豊議員登壇〕

○20番（東 豊） ありがとうございます。後ろの時間がなくなってきたので、答弁はコンパクトによりしくお願い申し上げます。

先日ですが、いなべ市の野外体験保育、今部長がおっしゃった実践園を訪問してまいりました。公立保育所ですが、そこに、いなべ市情報誌リンクというのがございまして、10月号がございました。見せていただきましたその園長先生から、こんなのあるんですよと。市長コラムというのが、つまりいなべ市長が書いた文書なんだと思うんですが、時間がせば詰まっていますが、読みたいというふうに思っています。

野外体験は生きる力を育み、自己肯定感や積極性を生み出す貴重な機会です。しかし、子どもたちが安全で自由に遊べる場所が少なくなってきました。私たちが子どもころ、山林は枝打ちや下草刈りがなされていて、樹木の下は遠くまで透けて見えていました。河川もジャングルではなく石の河原で、夏は一日中、川で遊んだものです。

危険だから山や川に入るなと禁止するのではなく、大人の手で自由に遊べる場所をつくっていただけませんか。できましたら、各保育所から歩いて10分以内のところに野外体験のフィールドをつくりたいと考えています。適当な場所の提供や整備に御協力いただけると幸いです。地域の子どもたちを地域の皆さんの手でたくましく育てていただけることを願っています。

この文章なんです。私はとても共感しまして、本会議でも皆さんに聞いて

いただきたいなと思って今日お話をしました。

三重の森林づくり基本計画において、例えば森林環境教育や木育について明確な位置づけを、幼児期という部分を踏まえて位置づけをしていただけないでしょうかと私は思います。

特に、みえ森と緑の県民税につきましては今年度終了で、来年度以降も引き続きぜひお願いをしたいわけですが、その中にも、（パネルを示す）これはちょっと資料を用意していますので、お約束したとおり13枚お示しをしたいなと思いますので、市町交付金で森を育む、これ、市町交付分ですので、県が直接やっているのとは違いますが、一定の成果があらわれているというふうに思っています。来年度以降も市町におかれてはぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思いますし、県当局に対しましてもさらに幼児期の森と自然を活用した森林環境教育や木育を、ぜひ位置づけをしっかりとしてほしいというふうに思います。子ども・福祉部や教育委員会とよく連携をしていただきたい、これはまさにそのとおりであって、うちとちは違うみたいな感じでチラシなんか同じ日に何かやられていると、非常に困るというようなこともあります。子ども・福祉部長がおっしゃったように、指導要領が変わっています。教育指導要領、保育指導は保育所保育指針、それから学習指導要領全体そのものが見直されていて、その中心は遊びとか人にかかわる力を高めるというのが主眼であります。これらについての御所見を賜りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 幼児期における森林環境教育、あるいは木育等につきまして御答弁申し上げます。

森林環境教育あるいは木育につきましては、非常に重要な取組というふうに考えておまして、これまで小学校、中学校等において様々な取組を行ってきたというところでございます。

このような森林環境教育、木育の取組は、幼児期から始めることが、より効果が高いというふうにも考えておまして、また、対象を幼児期にも広げ

てほしいというふうな声も寄せられているということもございますので、現在、見直しを行っております三重の森林づくり基本計画、この中におきまして、森林環境教育あるいは木育の取組の拡大、強化でありますとか、対象年齢をさらに拡大する方向で検討しているというところでございます。

具体的には、基本施策の一つとして森林環境教育・木育の振興を掲げまして、人づくり、場づくり、仕組みづくりの三つの観点から施策を推進するとともに、今回の改定で新設を予定しております重点プロジェクトというのがございますが、こちらの一つにも、森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクトということで位置づけをしたいと考えております。

この中では、幼児期も含めた森林環境教育や木育に取り組む指導者の育成、強化、野外体験保育や幼児期から木にふれあえるフィールド整備、また活動プログラムを提供する仕組みづくりなど、ハード、ソフト両面でのサポートに重点的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、幼児期を含めた森林環境教育、木育の取組に当たりましては、保育所や幼稚園、学校等との協力のもとで進めていくことがより重要というふうにも考えておりますので、関係部局とも連携しながら、内容の充実や機会の創出にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔20番 東 豊議員登壇〕

○20番（東 豊） ありがとうございます。計画に書き込んでいただくということは非常に大きな成果だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

（パネルを示す）せっかくパネルを用意しましたので、写真ですね。子どもたちの環境教育にみえ森と緑の県民税を使って行われた事業を2枚、用意をさせていただきました。（パネルを示す）ごらんいただきたいと思います。

時間が少し足りなくなりました。この自然体験保育は、これからますます重要になってきます。全国的にも広がってまいりますので、ぜひ三重県、何でもトップを走りたい知事ですので、率先して走っていただきたい。長野県が先進地として走っていますけども、ぜひ遅れをとらず取り組んでい

ただきたいなというふうに思います。

それから最後、これは地元なんですが、ちょっとだけ説明させていただかないとわかりにくいと思うのですが、1枚目のパネルをごらんください。

(パネルを示す) 紀北町紀伊長島に来られた方は御存じかと思いますが、インターチェンジから上がっていくとこです。山間部があって、いわゆる旧宮川村というところまで伸びる総延長が15.621キロメートルでございます。幅員が5メートルですので、広域の基幹林道で、スーパー林道というような少し立派な林道でございます。当時は2町村をまたぐ延長ですが、残工事、次の2枚目、航空写真がございます。これもごらんをいただきたいと思いません。

(パネルを示す) これはより一層わかるかと思いますが、大杉谷のところの宮川村のところと野又越というところを通って紀北町紀伊長島にたどり着くというコースで、残事業が25億円、1917メートル残ってしまっていて、25億円の予算がかかるというふうなことでございます。これは平成3年から工事が始まっておりまして、26年間経過してここまでやってまいりました。

今年の予算規模を書いてありますよね。今年が1670万円ということ。25億円を単純に2000万円ほどで割りますと、あと何年かかるかという話になるんです。この全体計画の次のパネルをごらんいただきたいと思いますが、

(パネルを示す) 2000万円ぐらい毎年、使ったとしても42年間で平成44年までですということを出されております。映写資料を見ていただいてもわかりますが、13年間延長するとによってそれができるのかというお話をさせていただきたかったのです。

最後のページですね。事業期間についてであります。 (パネルを示す) これは県議会議員の皆様も執行部の皆様も、この図を見ていただくとわかりますが、最後にぐんと延ばしているわけですね。つまり、やる気があるかないかという話になるかと思いますが。平成3年からです。この事業に着手して65億円です。残工事25億円。つまり何を言いたいかというと、トンネルと橋梁の部分がどうしても予算が確保できないというところがございます。こ

れ、再評価委員会でも、8月にかけてられたんですが、そのときでもこれは費用対効果、B/Cは1をはるかに超えていますので、森林面積広いですし、そのことによる効果は十分証明されているところです。

これは150年後に開通したよというわけにはいかないと思うんですよ。リニアの話はすごい前向きでいい話だと思いますが、こういうところに、もっとほかの資料も用意したんですが、つまり林業関係者の従事者、30年間でどれだけ減っているかという資料も持ってきていますが、時間の関係で言いませんが、人口が減るからこういうのを切るよね、選択と集中で切っちゃうよねというのか、このまま事業を続けて通すのかという瀬戸際だと思います。来年通せとは私、言いませんが、通す見込みのある計画をぜひおつくりをいただきたいと思っています。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 林道野又越線につきまして御答弁申し上げたいと思います。

林道野又越線は、議員からも御紹介がありましたとおり、紀北町と大台町を連絡する林道ということで、紀北町十須地内を起点といたしまして、大台町桧原地内を終点としており、半島振興法及び過疎地域自立促進特別措置法による基幹道路の指定を受けて、両町にかわり県営により開設を進めているというふうなところでございます。

また、当林道は紀北町、大台町の基幹的な林道といたしまして、森林整備を促進し、林産物を搬出するための重要な施設であるとともに、古くから文化的な交流があった両町を連絡する生活道路としても地域振興を図ることを目的として進めておるところでございます。

全体計画につきましては、こちらのほうも御紹介ありましたが、延長が15.6キロメートル、平成3年度に着工し、平成44年度の完成を目指し、工事を進めているというところでございます。

進捗状況につきましては、開設済み延長は13.5キロメートルで、87%の進捗状況となっております。事業費ベースでは61%が実施済みというふうに

なっております。

残延長につきましては、本年度施行分を除きますと1917メートル、残事業費が25億5000万円ということになります。この中には、先ほども少しふれていただきましたが、橋梁4橋と、あとトンネル1カ所ということ計画しております。

このように今後、当林道の残工事では、橋梁あるいはトンネルといった一定の事業費が必要となるということもございますので、予算の確保に努めていくとともに、県全体の林道計画の調整も図りながら、効率的、効果的な予算配分に努めていきたいというふうに考えております。また、路肩の縮減や擁壁工の見直しなど、コストの縮減にも取り組みまして、限られた財源を効果的に活用して、適切な事業の進捗を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔20番 東 豊議員登壇〕

○20番（東 豊） 御答弁いただきました。しっかりと予算確保に努めたい、希望を持って待たせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

先日、これも聞き取りに行きましたら、この道についての話は、やっぱり30年前です。あまごといわしの会、私ども商工会青年部員だった。先方は今ワサビをつくっていらっしゃる方ですが、その方としっかりお話をしたら、昨日のことのようにお話をされていました。

紀伊長島側よりも、むしろ旧宮川村の方々のほうが熱意はすごくあると思います。これからも一緒に連携組んでやりましょうと。開通した暁には、それこそいろんなことをやりましょうということを約束してまいりましたので、その日が近くなることを心からお願いを申し上げ、知事にも、答弁いただけませんが、よろしく願い申し上げます、一般質問とさせていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 津市選出、日本共産党の岡野恵美です。早速、質問に入ります。

三重県財政について知事に見解を伺いたいと思います。

第一は県債残高についてでございます。まず、このグラフをごらんください。

（パネルを示す）これはこれまでの三重県の借金、すなわち県債残高がどの知事のもとで、どれほど右肩上がり積み上げられてきたのかを示すグラフです。三重県には2016年度、平成28年度の決算では、1兆4055億円の借金があります。これは三重県の年間予算、約7700億円の2倍にもものぼる金額です。

そのため公債費は、毎年約1200億円以上必要です。三重県民はこの公債費、すなわち借金を毎日毎日、約3億3300万円も返しております。もちろんこの県債残高には、国の地方財政対策によって交付税措置されるという臨時財政対策債が入っています。

しかし、もともと起債そのものは、将来の子や孫の時代の予算まで使いこんでしまうという乱脈経営には違いありません。

そこで質問の第一として、このような異常な三重県の県債残高について、なぜこのように大きく残っているのか、その原因とどのように減らしていくのかについてお聞きいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 県債残高が年々増加している原因と認識と対策ということで答弁させていただきます。

みえ県民力ビジョン・第二次行動計画では、建設地方債の残高について、減少傾向を維持することを目標とし、取り組んでまいりました。

これにより建設地方債の残高は平成24年度をピークに、着実に減少してきています。

しかしながら、目標管理外である臨時財政対策債等が増加していることから、県債全体の残高も増加しています。

ちなみに、その表で分けていただいていたので申し上げますけれども、何か知事ごとに書いておるんで申し上げますが、平成22年と平成30年を比べますと、臨時財政対策債は2647億円増えています。建設地方債は412億円減っています。全体で2235億円増えているということですので、今申し上げたとおり、臨時財政対策債等の増加が県債全体の残高の増加に寄与しているということであります。

臨時財政対策債は、地方財政の収支不足の補てん措置として、本来、地方交付税として交付されるべきものの一部について、地方交付税に振りかえて発行される地方債であり、将来の元利償還金は、全て後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入することとされており、各地方公共団体の財政運営に支障が生じることはないよう措置されているものです。

このため、臨時財政対策債は、実質的には地方交付税であり、標準的な行政サービスの提供に必要な財源保障であることから、仮に臨時財政対策債を発行しなかった場合、本来、県民が受けることができる標準的な行政サービスを提供できなくなるおそれがあります。こうしたことから、臨時財政対策債は発行可能額どおりに発行せざるを得ない状況にあると考えています。

建設地方債につきましては、これまで東日本大震災や紀伊半島大水害などを踏まえ、南海トラフ地震などの大規模災害に備えた防災減災対策など、緊急に実施しなければならない取組や、リーマンショック以降の国の経済対策への対応に充てられてまいりました。

また、引き続き、市町をはじめとして数々いただいている要望やますます頻発化、大規模化する災害への必要な備えという視点を踏まえれば、まだまだ対応しなければならない事業が多数あるという状況もあります。これまでもそうですが、選択と集中を図り、真に必要な投資を引き続き行ってきたいと思います。

今後も引き続き、三重県財政の健全化に向けた集中取組に基づき、真に必要な投資には的確に対応しつつも、新規のインフラ整備については厳しい優先度判断を実施するほか、県有施設の新設や建てかえは、原則として当面新

たなものの着手を見合わせるなど、投資的経費の抑制に取り組むことで、建設地方債の残高の減少傾向を維持してまいりたいと思います。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 御答弁いただきましたけれども、地方交付税措置される臨時財政対策債などについてが増えとるといようなお話でございましたけれども、建設地方債のあり方についても検討していかなければなりません。私たち日本共産党の県議団は、この1年半近く高山新大阪教育大学教授の援助もいただきながら三重県財政の分析を行ってまいりました。

借金の返済に充てられる公債費負担率は15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインと言われていますが、三重県の場合、1990年代の後半からこの公債費負担率が急激に悪化し、2001年度、平成13年度には20%を超えました。

高山先生によりますと、全国の多くの自治体でも、バブル崩壊後の90年代不況の中で、本来ならば国が行うべき経済対策、公共事業を自治体自らが借金して国に肩がわりして行ったことで、財政が悪化したとのことです。

しかし、全国ではそのピークは、1998年度、平成10年度であったとのことです。三重県はこのピークが全国より10年以上遅れて、2012年度となっているというのです。

国は2001年度、平成13年度以降は、特例債である臨時財政対策債の発行を進めた。先ほどのお話のとおりでございますが、こういう国絡みの事情があるにせよ、三重県の県債残高は全国よりピークが遅れたこと、その後の臨時財政対策債の発行の影響もあって、一旦下がっていた公債費負担率は、2011年度から再び20%を超える水準となり、2016年度、平成28年度には、24.3%と危険ラインを超えるピークとなっております。

そこで、私たちは多額の借金をしているということについて今までの歴代知事の責任だと考えて、知事別にその無駄遣いについて分析したところでございます。

まず、最大の無駄遣いは長良川河口堰です。当初、本体工事費だけでも

1800億円と言われました。そして、無用の長物、長良川河口堰とのレッテルが張られた全国にも名高い無駄遣いの公共事業となっているわけであります。

三重県民は、この工事に対する昨年度まで23年間にわたって水資源機構に負担しなきゃいけない建設費の負担分を払い続けておりまして、ようやく昨年度、当初見込みの529億円をはるかに超える684億3200万円を払い終わったところです。

その他、農地として活用できない木曾岬干拓事業、県営サンアリーナや三重ハイテクプラネットなどの無駄遣い、さらには環境先進県の名のもとにガス化溶融炉、県廃棄物センター、爆発死亡事故を起こしましたRDF焼却発電所の建設など、私たちから言わせれば多くの大失政が知事のもとで行われてきたということが県の財政を厳しくしたというふうに思っております。

そのことが、その総括的反省が今強く求められているのではないかと。一度、見直して考えてみるべきではないかと思っております。

そして、また今後、非常に今日も議論がございましたリニア新幹線などの建設工事や、また川上ダムの建設が始まろうとしております。それから毎年、国直轄事業の道路建設に100億円以上の県費が投入されようとしております。私はこのような自然破壊や大手ゼネコンの仕事づくりは、これ以上進めるべきではない、見直すべきだと強く訴えたいと思っております。

さて、次の質問に移ります。先ほども述べましたように、三重県は今、毎日3億3000万円の借金を返しているわけであります。そのために、県民要望がなかなか実現できない、このことが大きな問題だと思っております。

県民要望の強い子ども医療費の窓口無料化は、市町でここ一、二年で一気に進みましたが、三重県は貧困対策だけということで、対象は極めて限定的です。

また、障がい者の皆さんの医療費の窓口無料は実現されず、障がい者の声に背を向けています。理由は、要望はかなえたいが持続可能な事業にするためにはお金がないということです。

そこで次にお聞きいたします。2、今、どうしても必要な経常経費が財政

を圧迫し、財政が硬直化して新たな政策が実施できないことが問題になっております。どのように抜け出すおつもりかお聞きいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 財政の硬直化の改善に向けてどのように取り組んでいくのかという御質問でしたので答弁をさせていただきます。

本県の財政状況につきましては、一般財源収入総額の大幅な伸びが見込めない状況の中、歳出面においては、社会保障関係経費が医療、介護等の自然増により、年々増加を続け、人件費においても高齢層職員の割合が高く、退職手当の総額も依然として高い水準にあります。さらに公債費については、東日本大震災や紀伊半島大水害などを踏まえた防災減災対策などでの県債発行により、公債費の負担が大きくなっています。このような構造的な要因で財政の硬直化が進み、財政運営の自由度が急速に失われています。

このため、三重県財政の健全化に向けた集中取組を策定し、より一層の歳入確保に努めることはもとより、歳出面においては、真に必要な事業には的確に対応するなど、事業の選択と集中を進めています。また、公債費をはじめとする義務的経費の抑制に取り組むとともに、臨時収入に依存しない財政運営への転換を目指して、財政の硬直化の解消を図っているところであります。

そのため、予算編成の際、経常的支出の規模が適正かどうかを判断するための指標として経常収支適正度を設定し、この指標が平成31年度末までに100%以下となるよう取組を行っています。

ちなみに、取組開始の平成29年度当初予算では101.9%で、平成30年度当初予算時は100.4%と改善しています。

また予算編成時のみならず、決算時における経常収支比率の改善も目標として取組を行っています。まずは平成31年度末において企業会計からの借入れといった異例の手段を講じることなく予算を組むことができた、平成26年度の数値、95.8%を上回らないよう取り組むこととし、その後、3年以内をめどに平成26年度の全国平均である93.0%以下となることを目標としてい

ます。

いずれにしましても、引き続き県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な財政の運営の確立に向けて取組を進め、経常的支出の規模を段階的に引き下げるなど、財政健全化に向けた取組を進めてまいります。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） これは1兆円の投資に対する経済効果を示した図であります。（パネルを示す）出典は自治体問題研究所編集部の『社会保障の経済効果は公共事業より大きい』であります。

この図のように1兆円を投資した場合、公共事業なら生産効果は2兆8091億円、雇用効果は20万6710人、GDP効果は1兆3721億円となって返ってくるといことです。1兆円を社会保障に使ったら、生産効果は2兆7164億円、雇用効果は公共事業よりも大きく29万1581人が雇用できるし、GDP効果は公共事業より2700億円も大きい1兆6416億円になるということでもあります。

このように、公共事業に投資するより社会保障に投資したら、経済効果があるというわけであります。

三重県では、社会保障に携わっている関係者が非常に多いわけでありますから、投資された1兆円は地域の経済にすぐに使われ、地域の経済を潤し、県税収入となって県財政に貢献することになるわけであります。大企業が内部留保を蓄えるのとはわけが違います。

私が申し上げたいことは、歴代知事が行ってきたことを総括し教訓にすること。そして、今までのように、国の言いなりにならず、大型の公共事業、不要不急の高速道路などは後回しし、社会保障の方向へお金の使い道を変え、地域経済を豊かにするという方向に財政運営の軸足を置かれるということ強く申し上げたいと思います。

いささかすれ違いのことになったかわりませんが、しかし選択と集中ということで、さらに厳しく縮減をするという方向ではなく、豊かに収入を増やす方法を考えるべきだということを訴えさせていただきます。

次に、水道料金の見直しについてお聞きいたします。県営水道事業について

てお聞きいたします。

来年度は、5年に1度の県営水道料金の改定問題が論議される年に当たります。そこで、県営水道料金の基本料金と使用料金の引き下げを求めて質問を行います。

現在、三重県企業庁の県営水道料金は六つの水系別に基本料金に違いがあります。一番高いのは、北勢系長良川水系の亀山市で基本料金は1立方メートル当たり2490円です。使用料金は全ての水系が同じで1立方メートル当たり39円となっております。

先ほどの質問でも取り上げましたが、長良川河口堰は大きな公共事業で、長良川河口堰から北勢系の4市4町、中勢系の津市、松阪市が受水している導水事業であります。河口堰本体の建設費が高い上に、遠い長良川から導水している事業でありますから、津市民の飲む水の値段は高くなりました。

ところで今、津市や松阪市から2020年度の料金改定に当たって、受水費の引き下げの要望が出ております。基本料金と使用料金を下げたい、この願いに応えるべきではないでしょうか。御答弁をお願いいたします。

〔山神秀次企業庁長登壇〕

○企業庁長（山神秀次） それでは、水道料金について御答弁申し上げます。

当庁の水道料金につきましては、日本水道協会が定めた水道料金算定要領に基づき、総括原価方式により算定することとしており、5年ごとに見直しを行ってきております。

次期料金につきましては、2020年度からの改定を予定しており、来年度において見直しを行うこととしております。

当庁におきましては、企業債の繰上償還による支払利息の低減や、電気設備等の長寿命化に取り組むことなどにより、これまでも料金の抑制に努めてきたところでございます。

また、水道用水供給事業におきましては、将来にわたって安全で安心な水道用水を安定して供給するため、耐震化や老朽化対策などの施設の強靱化等を進めていく必要があると考えています。

水道料金については健全な経営を保ちつつ、受水市町からの御要請等を踏まえ、施設整備に要する資金需要に対し、可能な限り内部留保資金を充当し、企業債の発行を抑えて、支払利息の低減を図ることなどにより、中長期的な料金の抑制に努めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 健全経営に努めながら、内部留保資金なども活用しながら、料金の抑制に努めるというふうなことでございますから、料金の抑制ということについて、それは引き下げも含んで抑制するというふうに考えてよろしいのでしょうか。この点についてもう一度お願いします。

○企業庁長（山神秀次） 御説明申しましたとおり、抑制という方向で取り組んでまいりたいと考えております。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 抑制とはおっしゃいますが、引き下げるというふうなことにはなかなかないようでございますが、ここで引き下げるという断定をするというのが非常に難しいかなというふうなことかなというふうに思うわけですが、全体的に考えまして、いろんな意味で市町からは切実な要求が出ているというのは御案内のことだと思います。

津市も、今年の3月に第2次津市水道事業計画を策定いたしましたけれども、その中で財政シミュレーションなども行いながら、今後一層の費用抑制に努めても、計画期間内において資金不足が生ずるというふうな津市の判断のもとに、特に来年度予算の県政要望の中には、料金改定に当たっては水道料金の低減を切望していると、そういうふうな要求でございますし、また、松阪市長からも同様な受水費引き下げの要望が行われておるところでございます。

先ほども申し上げましたように、長良川河口堰からの導水事業によって、非常に高い水が押しつけられてきたと私たちは思っているわけですが、しかし、これによって非常に高過ぎる水道料金のために、津市民が泣いてい

るのも事実であります。

過去に2度引き下げられたという実績もあります。

幸い今年度の監査委員の企業会計の決算の意見書の中でも、内部留保資金が、先ほどもございましたけども、あるというふうなことは言われておまして、そして一般会計にも貸し付けをしとるといような状況もあるわけですから、余裕はあるのではないかというふうに思っております。

この内部留保資金といいますのは、過去に支払った県民の皆さんのお金を蓄えたものでありますから、有効に活用していただきたい。

だから、引き下げ要望が出ているということは適切にそれに対して応えていただきたいというふうに思うわけです。

続きまして、北伊勢工業用水道事業の暫定使用の継続を求めていきたいと思えます。

今、長良川からの水は、北伊勢工業用水道の水道管を暫定的に利用して津市などに供給されております。

ところで、計画ではこの取水、導水施設の整備については、2020年度、平成32年度に着工し、2025年度、平成37年度に供用開始する計画となっているというふうに伺っております。

私は、暫定利用を永久利用に変えるならば、今までどおり使用できるようにすべきだと思います。使用できるんじゃないかと考えます。無駄な投資をしないことで経費節減にもつながるわけですが、いかがでしょうか。

〔山神秀次企業庁長登壇〕

○企業庁長（山神秀次） 北中勢水道用水供給事業について御答弁申し上げます。

長良川河口堰を水源とする北中勢水道用水供給事業、長良川水系につきましては、関係6市4町からの御要請を受けて県が策定した北部広域圏広域的水道整備計画に基づき、企業庁が施設を整備し給水しているところでございます。

給水に当たりましては、取水、導水施設を整備することを前提として、暫

定的に認められた水利権のもと、長良川から取水を行っておるものでございます。

また、取水、導水施設の完成までの間、北伊勢工業用水道事業の一部の施設を暫定的に使用して給水を行っているものでございます。

一方、北伊勢工業用水道事業におきましては、料金への影響を考慮しながら、工業用水の増量要請に適切に対応するとともに、耐震化や老朽化対策等を進め、渇水時等における配水運用上の課題にも取り組むなど、将来にわたって工業用水を安定して供給できる体制を確保していく必要があると考えているところでございます。

このような状況などを踏まえ、長良川河口堰を水源とする北中勢水道用水供給事業の各受水市町におかれましては、将来にわたり水道水の安全性と安定供給を図るため、安定的な水利権を確保するべく、取水、導水施設等の整備に御理解をいただいているものと受けとめておるところでございます。

当庁といたしましては、受水市町の意向等を踏まえ、これらの施設整備について計画的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、これらの施設整備等に要する資金需要につきましては、受水市町からの御要請等を踏まえ、可能な限り内部留保資金を充当し、企業債の発行を抑えて、支払利息の低減を図ることなどにより、中長期的な水道料金の抑制に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） ほかの別なことだから安定水源の確保のためには、どうしてもこの工業水の事業はそれとして進めるというふうなことをおっしゃいましたけれども、暫定的であっても、それは現実的に生かされて使ってきているわけですし、節水などの努力も行われている昨今でございますので、改めて見直しをしていただきたいというふうに私は引き続き、このことについては求めていきたいと思っております。

3番目、熱中症から県民の命を守れという項目に移らせていただきます。

もうあと少ししか時間がありませんので、早口でまいります。

今年の夏はとりわけ暑く、熱中症で7月に救急搬送された件数は全国で5万件を超え、三重県は1151件だったとのこと。全国で124名が亡くなり、三重県でも9人の方が亡くなりました。

まさに命の危険という異常事態に陥ったことから、広く国民にエアコンを使うよう呼びかけられたところでもありました。厚生労働省も6月27日、熱中症対策として4月1日から生活保護を受給し始めた世帯でエアコンがないなど、条件を満たせばエアコン購入費、上限5万円の支給を認める通知を出しました。

そこで質問ですが、三重県ではこの通知を受けて、県所管の福祉事務所では何世帯がエアコン設置を申請したのですか。

さらに市町の福祉事務所の現状はどうでしょうか。

県下の生活保護世帯のエアコン設置の現状について御説明ください。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） 生活保護世帯へのエアコン設置についてお答え申し上げます。

6月27日の厚生労働省の通知を受けまして、県では各福祉事務所に当該制度について周知するとともに、通知に基づき適切に取り扱うよう通知を行っております。

また、福祉事務所においては対象となる世帯に冷房器具の設置について案内するなど、県内では平成30年8月17日現在でございますけれども、18世帯に対して支給しており、現在も支給手続き中のケースもあります。

今回は国の通知により、支給対象者は4月1日以降に要件を満たした世帯としておりますが、それ以前の被保護世帯については、従前どおり、保護費をやり繰りして購入費用に充てるか、福祉事務所に事前に承認を得て社会福祉協議会からの貸付金により冷房器具を購入する方法があります。

なお、この場合の貸付金について収入認定はございません。

現在のところ、実施機関であります県及び市町福祉事務所から、今回の冷

房器具の購入にかかる運用等について、意見、要望等は聞いておりませんが、そういったことがあれば内容を検討した上で、国への情報提供等について検討していきます。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 私は厚生労働省が今年の夏の暑さに対して、命の危険があるということで、生活保護世帯のエアコン設置を認める判断をした意義は非常に大きいと思っております。

しかし、まだまだ現状は冷たいもので、御答弁のとおりでございます。

収入認定をしないけれども、しかし一時扶助費の認識で原則は保護費のやり繰りで買っていたきたいというような形であります。

私は、厚生労働省は全世帯について現状を調査し、必要な財政措置を行うべきだと考えておりますが、それができない場合としても、三重県としてもっと積極的なアプローチをしていただきたい、生活保護の皆さんのその命を守るという意味では、どなたにでも公平な、平等な、そういう施策を提供していただきたいというようなことも思いますので、強く訴えて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 34番 今井智広議員。

〔今井智広議員登壇・拍手〕

○34番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきますと思います。

まず初めに、医療体制の充実ということで、ドクターヘリについてであります。

三重県独自のドクターヘリが平成24年2月に導入されてから、この8月末で6年7カ月が経過をいたしました。この間、キャンセルや出動不能を除いた実際の出動件数は2369回、このうち現場出動は1721回に上っております。

この間、多くの県民の命を守るとともに、早期の社会復帰へとつながる必死の救命活動をしていただいている医療関係者の皆様や、導入した三重県に

対する感謝の思いを私も多く聞かせていただいております。

これまででもドクターヘリについては、質問や提案等を重ねてきましたが、今回は医療現場の声をもとに、さらなる充実の必要性を感じた2点について質問をいたします。

まずは、医療提供体制の充実として広域連携についてであります。

本年7月5日に開催された三重、奈良、和歌山の3県知事による紀伊半島知事会議において、平成27年に結ばれた3県ドクターヘリの広域連携に係る基本合意に基づき、3県での相互応援協定を締結することが合意をなされました。年内にもこの協定を締結し、来年1月からの乗り入れを目指す、そのように伺っております。通常時だけでなく災害時も含め、しっかり連携し合う体制が整うことは、命を守る医療を提供する上で大きな成果であり、県民の一人として、私も大変うれしく思っております。

近年、皆様も御承知のとおり、各県でドクターヘリの導入が進み、同じく隣接県である愛知県や岐阜県、滋賀県でも既にドクターヘリが運航されております。いざという場合への対応率をより高めるためにも、救命医療提供体制のさらなる充実は大変重要であります。

紀伊半島三県による相互応援協定の経験を生かし、重複出動要請時や災害時のドクターヘリの運航について、愛知県や岐阜県などの隣接県とも、相互応援体制の強化を知事の牽引力により図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に2点目は、医療スタッフの活動体制の充実についてであります。

ドクターヘリは、重篤な患者の救命医療を担う三次救急医療に位置づけられ、フライトドクターやフライトナースは、日々1分1秒を争いながら、患者の救命救急を行っていただいております。

当然、救急隊員の方もそうありますが、ドクターヘリは、患者の状態など救急隊員と無線連絡をとりながら、最短で治療に当たれるランディングポイントで患者と接触、その後、搬送先の基地病院まで、患者の状況や容態変化など、常に緊密な連絡をとり合いながら搬送する必要があります。

現在ドクターヘリには、パネルになりますけれども、（パネルを示す）このパネルにありますように、航空用無線、消防用無線、医療用無線の3種類の無線が搭載されております。

この中で、ドクターやナースと基地病院の間では、下にあります医療用無線を使って交信をしておりますが、この無線は出動回数の多い中山間地域などにおいて通信が途絶える、そういったエリアが複数存在し、大変困っていると医療関係者からお聞きをいたしました。

状態が急変する可能性も高い重篤な患者の命を救うために、受け入れ基地病院は、短時間で搬送してくるドクターヘリを最適な体制で受け入れなければなりません。そのためには、医療関係者同士の交信が途切れることなく、常に連絡をとり合いながら、患者を搬送することが重要であります。

実際、現場の先生からは、中山間地域でも交信の途絶えが少ない無線機があると、そのように伺っております。ドクターヘリの運航を委託している三重県として、救命救急の現場における活動環境のさらなる充実を図るためにも、医療関係者や基地病院としっかりと連携、協議し、より早い時期に交信環境の整備を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、二つ目として災害時における人工透析について質問をさせていただきます。

パネルになります。（パネルを示す）このパネルでは、透析患者数のこれまでの推移が書かれております。1968年からの数字となっており、最終2016年での患者数で、ずっと右肩上がりになっております。

三重県でも、現在、約4500の方が人工透析を受けており、全国と同じく患者数は毎年増加傾向にあります。

また、透析施設での標準的な血液透析は、その命を守るために、週3回、1回当たり四、五時間が必要と伺っております。

この人工透析については、高齢化が進む中、医療提供体制の充実や患者の受診環境を整備することが、平常時、災害発生時ともに、今後ますます重要になってくると考えておりますが、今回は、災害発生への未然の対応につい

て質問をさせていただきます。

今月6日に発生した北海道胆振東部地震では、大規模な停電の発生とともに、ガス、水道等が使用できなくなるなど、ライフラインに大きな影響が出ました。この影響は、医療機関にも及び地震発生後の停電は、災害拠点病院を含む多くの医療機関の機能を停止、または縮小させ、人工透析を受けている患者さんへの医療提供に大きな支障を来したと聞いております。

三重県では、平成19年に透析医療の活動を進めるためのマニュアルを作成、その後、平成23年の東日本大震災の発生から得られた教訓などを踏まえ、関係機関の協力をいただきながら災害時の透析マニュアル、(冊子を示す)こちらの手に持っているものでございますが、26年に改定がなされました。この現在のマニュアルの中身を読ませていただきますと、とても充実した内容であり、発災後の対応がマニュアルに沿った形でスムーズに運べば、十分安心できるものと感じさせていただきました。

しかし、地震の被害は予想がつきません。近いうちに発生が危惧される南海トラフ巨大地震においては、特に太平洋側を中心として広域的に大きなダメージを受けることが予想をされますし、ライフラインにおいても想定外の被害を受けるおそれがあります。

発災後のパニック状態もあり、どうしてもマニュアルどおりに進めることができない事象の発生も心配されますので、今できる可能な限りの未然の取組が大切であると、そのように思います。

そこで、質問に入ります。

災害発生時において、必要な患者に人工透析治療を行うためには、医療機関における電気、燃料、水の確保が必須であります。三重県として透析治療を実施している各医療機関、現在56施設あると伺っておりますが、これらの医療施設の現在の自家用発電設備の設置状況や燃料の備蓄状況、また水の確保等の現状を調査し、その実態を把握できているのかお聞かせいただきたいと思っております。

もう1点、南海トラフ巨大地震など、その被害状況によっては、県内の医

療機関はもとより、近隣県での透析患者の受け入れが困難になるケースも十分想定されます。

そこで、三重県を含む広域的被害が発生した場合でも、透析患者のよりスムーズな搬送と、透析を受けられる体制を確保するため、その事前の取組として他県、これはドクターヘリとは違い、特に遠隔県との透析患者の相互受け入れに係る環境整備をあらかじめ検討していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、御答弁をお願いいたします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、ドクターヘリの愛知県や岐阜県との連携の部分について答弁をさせていただきます。

本県では、平成24年2月にドクターヘリの運航を開始し、これまで2225件の救急現場への出動を行ってまいりました。

ドクターヘリは、各都道府県が事業主体となって運航することとされていますが、救急医療の効率化や大規模災害発生時の対応を考慮し、先般の紀伊半島知事会議において、ドクターヘリの相互応援に係る協定締結を合意したところであります。

相互応援協定を締結することにより、同じ地域で重複して出動要請があった場合においても、他県のドクターヘリによる対応が可能となり、多重のセーフティーネットを構築することができます。

また、他県の医療機関、消防等の関係機関との連携が進むなど、平時から広域的に連携することにより、災害時の対応力の強化が図られることとなります。

救急出動の需要等の状況を踏まえ、現時点においてはドクターヘリの相互応援協定の合意は紀伊半島3県のみですが、今後、東海3県においても連携強化を図ることで、より充実した救急医療の提供が可能になると考えられます。本県のドクターヘリを一層効果的に運用し、広域的な救急医療体制が構築されるよう、災害時の対応も含め、相互応援協定の締結について検討して

いきたいと考えています。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 私からはドクターヘリの無線環境と、それから災害時における人工透析についてお答えをさせていただきます。

まずはドクターヘリの無線環境の確保についてであります。ドクターヘリを運航するに当たりましては、ヘリコプターを安全に運航するとともに、ドクターヘリの特性を生かした救急患者への処置が効果的に実施できるよう、基地病院と緊密な連絡をとりながら運航することが必要です。そのため、議員からも御紹介をいただきましたが、ドクターヘリには現在、航空業務用無線、医療業務用無線、消防救急デジタル無線の3種類の無線が搭載をされておりまして、

ドクターヘリと基地病院が連絡をとり合う医療業務用無線は、ヘリコプター内の患者の状況を病院に伝える重要な手段ですが、本県の地理的状況から、一部山間地域において、無線が通じない不感地帯が存在するという課題があることは認識をしております。

これらの課題を解消するため、平成30年9月に、国においてはドクターヘリに搭載される医療業務用無線の高度化に関する調査検討会が設置をされまして、不感地帯の解消も含めた医療業務用無線の高度化についての検討が行われており、本県もオブザーバーとして検討会に参加をしております。

県としても、ドクターヘリと基地病院が常に連絡をとり合い、ドクターヘリの運航がより効果的に行われることが重要と考えており、国の検討会の検討状況を踏まえながら、基地病院や運航会社とも協議の上、無線環境の充実に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、人工透析を実施している機関の状況についてでございます。

糖尿病性腎症などにより人工透析が必要となった患者は、週に3回程度の定期的な人工透析を受けなければ、命の危険にさらされることとなります。

北海道胆振東部地震においては、広範囲の停電が発生したことにより、多くの施設において透析医療の提供に影響が生じ、自家発電設備を持ってい

ない施設では、他の医療機関への患者移送が必要となるなど、災害発生時における透析医療が課題となったところでございます。

本県では、地震や風水害などの災害が発生した場合においても、人工透析が受けられるよう、その対応方法につきまして、これも御紹介をいただいたところでございますが、災害時の透析マニュアルを作成し、災害時の透析医療体制の整備に取り組んできたところでございます。

東日本大震災におきましては、電気、水道等のライフラインの途絶があり、透析医療を行うに当たった様々な課題が顕在化したことから、三重県透析施設災害対策委員会や三重県臨床工学技士会と連携をいたしまして、透析マニュアルの改定を行いました。

県内には現在56の透析施設がございりますが、三重県透析医会が毎年、非常用の電源設備や給水源の有無、1日当たりの必要水量等を項目とした実態調査を行っており、県ではその調査結果を共有しております。

今後は、北海道胆振東部地震の課題も踏まえまして、燃料の確保状況等を調査項目に追加するなど調査内容を充実し、三重県透析医会と連携した上で定期的な実態調査を行うことにより、県内の透析施設の状況をしっかりと把握をしていきたいというふうに考えております。

次に、大規模災害時の県外搬送に係る協定締結等についてでございます。

地震や風水害等の災害が発生した場合におきまして、県内の透析施設は、建物の状況を確認した上で、ライフラインの被害状況と安全確認を行い、三重県透析医会の災害時の情報ネットワークへ報告することとなっております、その状況は県においても共有されているところでございます。

被災した施設におきましては、透析医療の提供が不可能になった場合には、これも三重県透析医会の拠点となる医療機関が集約された被害状況などをもとに、コーディネーターの役割を担い患者の受け入れなどの調整を行うこととでございます。

しかしながら、南海トラフ地震のような大規模災害の発生によって、多数の透析施設が被災し、県内の透析需要を満たすことができなくなるという場

合には、被災地外の都道府県への患者の搬送が必要となります。その際には、県は三重県透析医会と連携の上、他の都道府県と患者の搬送や受け入れについて調整を行うこととしております。

現在、中部9県1市災害時等の応援に関する協定や近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定を締結しておりますが、これらの協定においては、応援の内容として、応援府県の医療機関における傷病者の受け入れが位置づけられているところでありますが、今後、協定に基づいて定められました要領等において、透析患者の取り扱いを明確化して、県外への患者の搬送や受け入れ調整が円滑に実施できるように、その体制づくりに向けて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

[34番 今井智広議員登壇]

○34番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

まず1点目、広域連携についてはしっかりと検討していきたいということで、現場の先生方に聞かせていただくと、現場ではある一定連携がとれる体制は整っているんじゃないかという御意見もありますので、あとは行政同士がしっかりと連携とれるどうかにもなってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

また、それ以外の部分に関しても時間がないので一つずつコメントはできませんが、災害時の人工透析の患者さん、やはり長い期間、透析ができないと命にかかわってまいりますので、広域連携を組んでいただいていることも、当然マニュアル等も熟読させていただいてわかっておりますけれども、さらにどういう被害が発生するかわからないというのが南海トラフ巨大地震でありますので、しっかりとそれぞれの対応を事前にあらかじめできること、要は患者の数はわかっておりますし、どこに住まれているかもわかっているわけでありますので、どのように搬送するべきかとか、そういったことも事前にしっかりとお考えをいただければと、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、企業誘致のさらなる推進として、企業誘致については、平成27年9月の一般質問でも私が取り上げさせていただきましたけれども、刻々と変わりゆく社会、経済情勢の中で、若者の県内定着やUターン、そして県外からの移住促進をはじめ、三重県経済の発展や地域産業活性化の実現にとり、大変重要であるとの観点から、改めて私なりに現在の状況と今後を見据え、取り上げたいと思っております。

前回も述べましたが、三重県が企業誘致に対し、知事のトップセールスなど積極的かつ精力的に取り組み、これまで毎年度の目標達成はもとより、さらに大きな実績を上げていることを高く評価するとともに、頼もしく思っております。

先日も寿がきや食品株式会社の出店のお話がありました。

しかし一方で、企業誘致はその多くが、他県との競争の中での取組になるという観点から、今後さらにその競争が激しくなっていくと予想されます。また、さらなる企業誘致に対する現在の受け入れ環境の現状、特に企業に提供できる立地場所の確保について不安も感じております。

そこで、今回は2点について質問したいと思います。

まず1点目は、県外及び外資系企業に対する誘致後の取組についてであります。

住宅や自動車販売など多くの分野では、購入していただいた後のアフターサービスがとても大切であり、そこからリピートや紹介につながるケースも多く、さらに結果につながる確率も高くなると言われております。

事柄の大小はあると思いますが、企業誘致についても基本は同じであると私は考えております。

進出いただいた企業は、三重県の経済状況や交通の利便性など、三重県に対して大きな魅力を感じ、投資を決断してくださったわけでありますので、それらの企業に対する誘致後のアフターサポートをこれまで以上に親身に、また他県よりも充実をさせながら、企業満足度を上げていくことが新たな企業誘致へ、さらにその先へとつながっていくと思っております。

また、企業との信頼関係を誘致後、さらに強くしていければ、その企業の力を活用した多方面への売り込みや、三重県のさらなる発展へとつなげていくのではないかと考えますが、現在どのような取組をされているのか、具体的な取組も含め、三重県のトップセールスマンである知事にお伺いしたいと思います。

もう1点は、今後の新たな企業誘致に向けた取組についてであります。

県では、企業誘致が順調に進んでおりますので、(冊子を示す)この三重県企業立地ガイド、この中に土地が掲載されておりますけれども、3年前よりも物件件数、販売面積ともに半分近くとなっており、物件のある地域にも偏りが見られます。

前回の質問でも述べましたが、立地を伴う企業誘致には企業にとって魅力のある土地の整備、確保が大変重要になってまいります。

また、お問い合わせをいただいた企業に対し、今後の開発予定も含め、土地情報を可能な限り、詳細かつスムーズに情報提供できる体制の整備にも、力を入れなければなりません。

そこでお聞きをいたしますけれども、前回御答弁をいただいたんですが、新たな産業用地となり得るエリアの調査、また地元市町などとの検討を行っていくと、そのような御答弁がありましたが、現在、どのような状況になっているかをお聞かせいただきたいと、そのように思います。

またもう一つは、民間の開発事業者との連携、協力が、とても重要となりますが、その体制構築などもその後、どのように進んでいるのかお聞かせをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事(鈴木英敬) 誘致企業へのアフターサポートなどについて答弁させていただきます。

本県では企業誘致に当たり、立地場所の選定から工場等の建設、さらには操業後のフォローに至る各ステージにおいて、開発、建築、環境保全などに係る行政手続を全国に先駆けてワンストップサービスとして行ってきたとこ

るです。

その中で、県外や海外から初めて本県に立地いただく企業については、既に立地している企業と比べて、操業に向けて必要な情報やネットワークが不足しがちであることから、計画が円滑に進むよう工場等の建設に係る各種手続や人材の確保、地域製品の活用にもつながる地元事業者への橋渡しなど、地元市町とともに様々な面でサポートをしているところであります。

また、操業開始後においても円滑な操業の継続、事業や雇用のさらなる拡大に向けた支援を行っています。

具体的には、マイレージ制度を活用した再投資支援のための補助制度を設けているほか、国、県、市町などによる支援事業の案内、操業に当たっての課題解決等について日常的に取り組んでいます。

例えば、より操業しやすい事業環境の整備に向けた特徴的な取組として、企業や市町とともに、規制の合理化や手続の迅速化に関する勉強会を平成25度から実施しています。

この勉強会を通して課題となっている規制を所管する関係機関との対話や代替手法の提案、調整、さらには国の特例制度の活用等を進めており、既に、手続期間の短縮や企業のコスト削減につながっています。

また、マザー工場や地域経済への波及効果が大きい企業が立地することで、例えば、取引先企業やユーティリティを供給する企業などの誘致、集積につながる可能性が高くなります。

このため、立地した企業のサプライチェーンの情報なども参考にしながら、県の補助制度や平成29年7月に施行された地域未来投資促進法による支援制度等も有効に活用し、地域経済の中核的な役割を担う企業の誘致や再投資の促進に取り組んでまいります。

さらに、企業誘致を通じた新たなネットワークの構築というのも重要であると考えており、その観点から申し上げますと、スペインの自動車部品メーカーであり、松阪市に立地が決定したゲスタンプ社の工場竣工式が来月とり行われる予定となっております。

今回のゲスタンプ社の工場立地を契機として、スペインに関連する産業面に着目した交流や、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地の誘致などを新たに進めていきたいと考えています。

本県としましては、このような企業誘致を契機として、様々なネットワークを広げる取組も進めていきたいと考えております。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 企業誘致のために民間事業者と連携して用地確保に取り組むべきではないかという御質問に対して御答弁申し上げます。

県内工業団地の現時点におけます分譲可能面積は約70ヘクタールでございまして、10年前の約182ヘクタールと比較をいたしますと、約38%という形になってございます。

今後も県内への企業誘致を進め、地域経済の活性化、雇用機会の創出へとつなげていくためには、産業用地の確保は重要であると考えております。

このような認識のもと、本県では、従来から市町と連携をいたしまして、分譲中の工業団地や工場跡地等の未利用地の情報収集と整理を行い、その所有者との調整を踏まえまして、企業に対して産業用地としての情報提供を行っております。

また、市町の都市計画に位置づけられました工場適地について、市町や開発事業者などとの意見交換を行うなど、新たな産業用地の確保に向けた取組を進めております。

例えば、今年度に供用予定の新名神高速道路などのインターチェンジ周辺において、新たな産業用地の確保に向けた市町との連携に取り組んでいるところでございます。

いずれにしましても、新たな道路交通網の整備状況を踏まえまして、市町と連携を図りながら、企業と開発事業者の双方から情報収集を行い、県がワンストップ窓口となりまして、産業用地の積極的な確保に努め、県内への企業誘致を進めてまいります。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

時間が少なくなっただけでも、誘致後の取組、しっかりとさせていただいているということが知事の答弁からわかりましたし、スペインのゲスタンプ社とも今後さらに発展がありそうな感じでありますので、先ほども質問で言いましたように、他県よりもよりこのアフターサポートを強めていくということが重要であると思いますので、よろしく願いをいたします。

そして、村上部長のほうで土地のことについて御答弁いただきましたが、企業と開発事業者から情報収集をしっかりとしながら、それはそれで大事なんですけども、一方でやっぱり待っているだけではなくて、どんどん企業側、また開発事業者、三重県や市町が開発をする体力は今なかなかないのかなと思います。民間力を活用するしかないと思いますので、しっかりと県のほうから営業をかけていっていただくのも大事だと思いますので、よろしく願いをいたします。

最後に財源確保の取組状況について、もうこれは本当に聞かせていただくだけになります。本当にあらゆる財源確保を県がすると毎回言っていただきますので、本当にやっているのかどうか、その辺を実績も含めて教えてもらいたいと思います。

平成29年2月、私は質問で要望、この二つをやりました。土地の売却について、利活用の計画がございますけども、これがどのように進んでいるのか。平成30年、かなり動いていてもおかしくないのかなと、そのように思っておりますが、目標年度、平成30年のものを中心にどのように動いているのか。

また、自動販売機の設置について、有効な土地をしっかりと探して、置くところにはしっかりと置いていくことが少しでも財源確保につながるという要望をさせていただきましたけども、それについての取組をお聞かせください。

今年度はクラウドファンディング、一生懸命取り組んでいただいております。九つの事業において既に募集が終わったものとこれからのものや、ずっと年度末まで続くものもありますけれども、どのような状況になっているの

か、この三つについて御答弁をお願いします。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 本県では、従前から未利用地売却や自動販売機の設置場所の貸し付け等々の財源確保策に取り組んでおるところでございますけれども、まず未利用地の売却でございます。平成28年度から31年度までの売却予定額を約5億円見込んでおりますけれども、既に28年度及び29年度の実績は、14件で約4億6000万円というふうになっています。

今後とも一般競争入札のほか、インターネットオークションなど様々な手法を活用しながら、計画的に未利用地の処分を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、自動販売機設置場所の貸し付けに関してでございますけれども、これは平成22年度から取組を始めまして、平成30年度は全体で約250台、年間約9800万円の収入見込みとなっております、県の重要な財源となっております。

自動販売機設置場所の貸し付けについては、ほかにもまだ可能性があると考えておまして、そうした場所を積極的に開拓しながら、収入拡大を図っていきたいというふうに思っております。

なお、個々の事例について事業者等の意見を聞き取りながら、検討を進めてきたところ、伊勢庁舎駐車場において自動販売機が設置できる可能性が高いのではないかとというふうに考えられたため、今年度中に入札が行えるよう、現在準備を進めておるところでございます。

次に、クラウドファンディングについてでございます。

今年度は9事業で実施することとしており、そのうち7月末で募集期間を終了した飼い主のいない猫の不妊、去勢手術については、募集金額120万円のところ、210万円を超える寄附金が集まったことから、当初予定していた手術数を可能な限り増やし、対応することができるようになりました。

引き続き、クラウドファンディングを積極的に活用し、本県の魅力ある事業をPRするとともに、賛同者からの寄附金により、歳入の確保を図ってまいりたいと思います。

財政の健全化に向けては、歳出構造の見直しだけでなく、一層の歳入確保が重要であると考えておりますので、引き続き的確に努力してまいりたいと思います。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 時間となりましたので終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

岡野恵美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） 岡野恵美議員の熱中症から県民の命を守れ、生活保護世帯のエアコン設置についてということに関連質問をしたいと思いますので、あとしばらくおつき合いをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

今年の暑さは本当に大変で、命にかかわるということで言われました。これ、今朝の新聞です。（新聞を示す）牛さんもニワトリさんも大変だということで、生産性にかかわりがあるということの大変だった夏の様子が報告されております。

私も暑さには強いほうですけれども、やっぱり夜寝れないという日が暑くて続くと、これは大変体にダメージを受けて、健康な大人でも体にやっぱりリスクというか、熱中症で死ななくてもダメージはあったんだなというふうに思います。

そういう中で、この厚生労働省の生活保護世帯にエアコンの補助をするということは大変意味深いもので、これ、遅いほうですけれども、長年、言ってきたことの中で、亡くなる方が出たので、本当にこれを進めたということです。これが初め7月からだったというのを4月まで延ばしたということは、大変評価ができることで、大切なことだと思います。

先ほど岡野県議の質問に対して、県下で18世帯が今利用されているという

ふうな御回答がありました。18世帯、県下でということで、直接県が担当している福祉事務所だけじゃなくて、全体で18ということで、これが案外少ないなと思ったんですけども、生活の実態としては本当にどうなんだろうと。これは新規であるということにおおむね限って、範囲はいろいろありますけど、限ってということです。周知や適切に取り扱うこと、対象となる家庭には、例えば今、現在でいくと、4月にさかのぼって知らせるということもちゃんとしてくださいよというお話が、そういうことをちゃんとするということを言われました。

実は、この厚生労働省からの通知を見ますと、大変もう画期的なことだと思うんですけども、この初期の方にということを書きながら、それに付随して、エアコンがおうちについていない方、子どもであったり、高齢者であったりだけではなくて、その方の家庭の状況を十分に勘案して、必要であれば熱中症予防が特に必要とされるもの、この特にをどのように考えることかと思うんですけども、こういうことがつけられたということは、これは高齢者、障がい者の方、子ども、難病患者の方だけじゃなくて、地域や世帯の実情を踏まえた柔軟な解釈をして、福祉事務所で対応しろということだと私は解釈をしていますし、それが県下で市町でやっているところもそれがきちんとされるべきだと思っています。

ところが現在、私もこの夏、経験したことでですけども、90歳の高齢の男性の方が朝早く5時ごろに窓をあけ放って風を入れてみえると。昼中、暑くなったらちゃんとクーラー入れなさいよと言ったんですけども、このクーラー入れたら電気代がかかるから心配だからとか、あるいはクーラーが壊れて、これは生活保護の方も、それから生活保護でない方もありますが、壊れて使えないであるとか、そんなお話もたくさん聞いて、市町の福祉事務所へ行ってケースワーカーさんに話を聞くと、たくさんそういう御家庭があるということを見聞きすると、自分自身が、そういうお話をいただきました。

今回、4月からということで援助されるわけですけども、本当の実態のところはどうなのか、じゃ、7月だった初めのものを4月にして、4月1日

と3月31日は何が違うのか、丁寧な解釈ということも含めて、ここは実態を十分に知ってもらった上でやらないと、本当に後が大変なんだと思います。生きるための問題です。

で、伺いをいたします。先ほど岡野県議のほうから実態調査をしると。生活保護の方だけの実態調査というわけには限らないことが大事だけれども、でも、まずこの件について生活保護の方のエアコンが設置されているのか、現在までの方、されているのか、されていないのか、されていても使えるのか、使えないのか、故障しているということもあると思います。あるいは、動いてもそれを現存、この暑い夏、いろんな心配事で使っていたか、使っていなかったかなどの調査をきちんとすることが出発点になると思うんですが、そのことをされるおつもりがありますでしょうか。

○子ども・福祉部長（田中 功） まず、生活保護制度の中で、エアコンについてですけれども、これはエアコンは資産として認定することなく従来から保有が認められております。

そういう中で、そういう必要なものについては、基本的には生活保護費の範囲内で計画的に購入することとされています。

そういった一方、今言われましたけれども、平成30年のこの4月から熱中症とかそういうことも踏まえまして、保護開始時であるとか単身の長期入院患者が退院して新たに居住を始めるとき等の特別な事情のときに、生活用品を持ち合わせていない等の臨時的な事象が生じた場合に、家具什器費として支給することが可能やというのが厚生労働省の通知でございました。

そういった中、まず調査をしたらどうかという話でございますけれども、被保護者の生活状況につきましては、実施機関であります福祉事務所、県内に全部で19事務所ございますけれども、そこのケースワーク活動の中で把握することとされておりまして、冷房器具が必要な世帯であるかどうかについても、福祉事務所において個別に把握し、対応をお願いしているところでございます。そういう状況であるため、今後福祉事務所から今回のエアコンの購入にかかる運用等について、意見要望等があった場合は県としてその状況

をしっかりと把握していきたいと考えております。

以上でございます。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） チコちゃんだったら、ぼうっと生きてんじゃねえよと言
うんじゃないかと私は思います。

というのは、もちろん今までの決まりの中で、今年はやっぱり一つの画期的な物事が進んだんだと思うんですよ。必要だという。亡くなる方があって。

皆さん、ここで私、本当は挙手していただいて聞きたいところなんですけど、それは議会の運営上、だめだということなのでできませんけど、皆さんのお宅でエアコンはついてますか。あるいは、この夏、あっても使わなくて過ごしたという方、ありますか。

あられるということね。ついててもエコで使われないという方もあるかもわかりません。いらっしゃるであるということでしたら、そういう方も奇特にあられるんだと思いますけども、基本的に消費財、耐久消費財、生活保護で、これ、地域で70%の方に使われていたら、それは耐久消費財と認めて支出をする中で、その初期のときというのが今までネックだったわけなんですけれども、今回、もうちょっと範囲が広がったように、熱中症予防に必要とされるものですよ。

そういうような中で、これ、やっぱり解釈をちゃんとしようとするれば、実態がわからず、実態がわかったらあとどれぐらいつけるべきだとか、そういうのが数字的にわかり、予算的にもわかってくるわけですよ。

これ、ケースワーカーが多分知ってみえると思います。大変なお仕事をしてもらって、ケースワーカーは地域で皆さんの生活者の実態を見ながら本当に御苦労されていると思いますし、80件とか100件とか対象の担当を持っていて大変なんですよ。

だけど、知ってみえると思うんですよ。調査をしようと思ったら、まず単純についているか、ついていないか、使えるか、使えないかという意味合いと、そして使えても使わないのかということの内容は3カ月、もう冬になっ

できますから、来年の夏は冷夏かもしれませんけども、でも、これ、今調査をして実態を知ることから先に進んでいくんだと私は思っています。

知事は障がい者雇用の県内のデータの問題のときに、担当のところが調査についてはちょっとしり込みしてみえたのを調査を命じられましたよね。これとは物事の内容は違いますけれども、やっぱりデータはきちんととる、ちゃんと実態を知って物事を進めるということは大事だと思いますけれども、知事はこの生活保護の方、まず、これ生活保護じゃない方だって大変な方はいっぱいいるけど、そこが手始めだと思います。調査を県としてすることはできませんでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 実態を把握することはもちろん大事でありますので、今、部長が答弁いたしましたとおおり、しっかり個別のケースワークの中で把握をしていただいて、そして各福祉事務所からの運用に対する御意見、御要望を踏まえてその状況を把握していくということであります。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 最後です。

部署の担当のところではちゃんとやったださっていると思いますけれども、知事は三重県の長として県下の生活保護の方の実態を知る責任があると私は思っています。知っていただくことが必要かと思っています。

終わります。（拍手）

○副議長（前野和美） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（前野和美） お諮りいたします。明26日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前野和美） 御異議なしと認め、明26日は休会とすることに決定いたしました。

9月27日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。御苦勞さまでございました。

午後3時15分散会